

大分県地域防災計画修正案

新 旧 対 照 表

風水害等対策編	第1部 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1 第2部 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4 第3部 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13 第4部 災害復旧・復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P64
---------	--

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

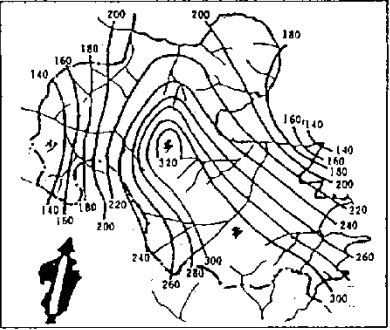
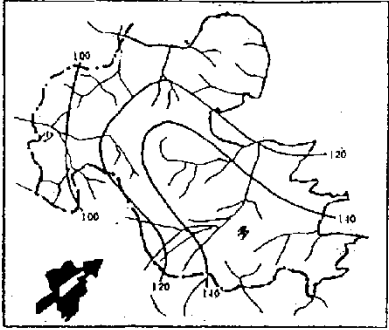
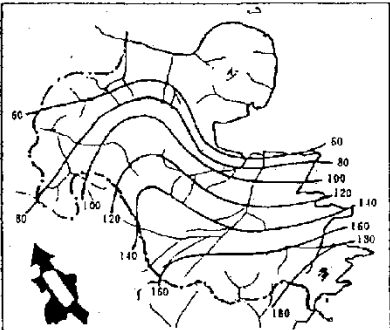
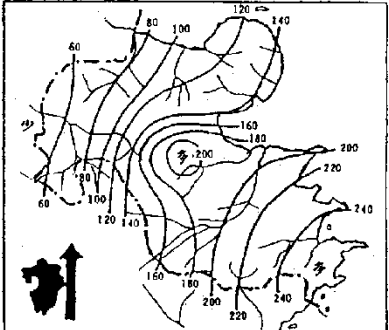
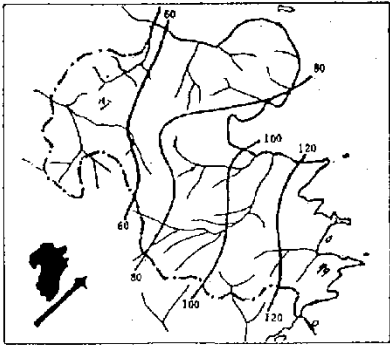
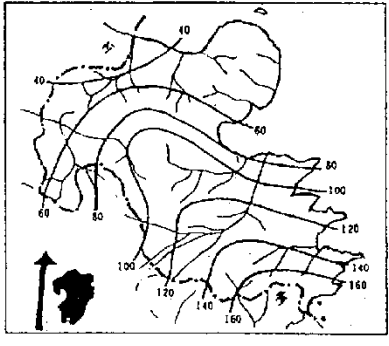
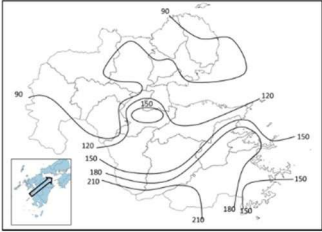
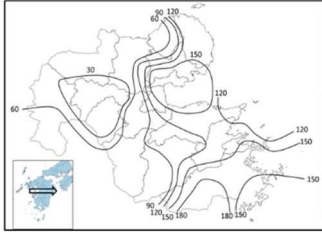
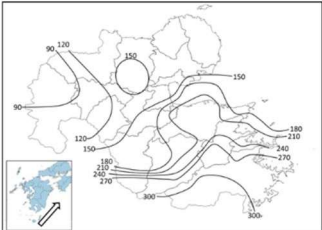
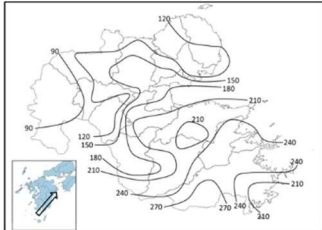
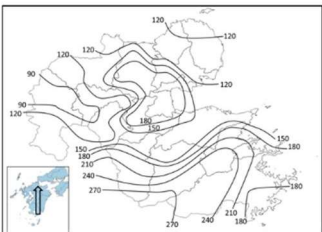
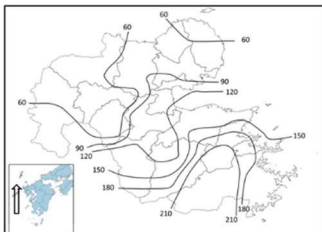
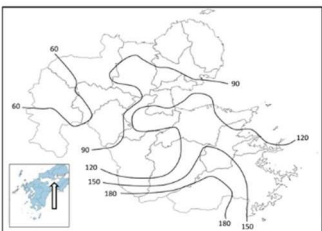
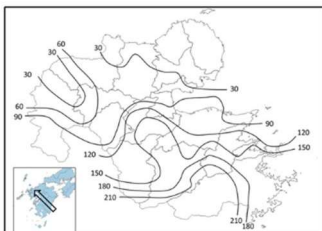
第1部 総則

改正前	改正後
第1章 計画の目的 第2節 計画の性格と内容 (略) なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立 するため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。 第3章 大分県における災害とその特性 第1節 豪雨災害・台風 4 台風の特徴 台風の経路と大分県の雨量分布	第1章 計画の目的 第2節 計画の性格と内容 (略) なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立 するため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者や<u>子ども・若者など</u>の参画に配慮するものとする。 第3章 大分県における災害とその特性 第1節 豪雨災害・台風 4 台風の特徴 台風の経路と大分県の雨量分布

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第1部 総則

改正前	改正後
     	       

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第1部 総則

改正前	改正後
第2節 その他の気象災害等 3 火山噴火災害 活火山は、<u>火山噴火予知連絡会により</u>「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」として定義<u>されており</u>、県内では九重山、鶴見岳・伽藍岳、由布岳が活火山とされている。また、これらの活火山のうち、九重山及び鶴見岳・伽藍岳については、常時観測火山<u>（今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山）</u>に選定されている。県内に影響を及ぼす活火山として熊本県の阿蘇山、鹿児島県の桜島がある。 第5章 防災関係機関の処理すべき業務または業務の大綱 3 指定地方行政機関 (8) 福岡管区气象台(大分地方气象台) (略) ロ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じて住民への周知に関すること。	第2節 その他の気象災害等 3 火山噴火災害 活火山は、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」と<u>の定義に基づき</u>、県内では九重山、鶴見岳・伽藍岳、由布岳が活火山とされている。また、これらの活火山のうち、九重山及び鶴見岳・伽藍岳については、常時観測火山に選定されている。県内に影響を及ぼす活火山として熊本県の阿蘇山、鹿児島県の桜島がある。 第5章 防災関係機関の処理すべき業務または業務の大綱 3 指定地方行政機関 (8) 福岡管区气象台(大分地方气象台) (略) ロ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・<u>危険警報</u>・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じて住民への周知に関すること。

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
第2章 災害に強いまちづくり 第1節 被害の未然防止事業 1 治山事業 (1) 治山事業の現況 本県の森林面積は、451,000ha で県土の 71%を占め、うち民有保安林は <u>123,674</u>ha でその 79%が水源かん養保安林、17%が土砂流出防備保安林、4%がその他となっている。 (3) 治山事業の実施 (略) ハ 保安林整備 県下に配備されている 約 <u>123,674</u>ha の保安林のうち、公益的機能が低下している森林の改良事業や公益的機能を発揮（向上）させるための保育事業を行う。 2 土砂災害防止事業 (2) 土砂災害防止事業の実施 ヘ 土砂災害発生監視システムにより、土砂災害発生の誘因となる雨量を観測・公表する <u>とともに、气象台と連携して土砂災害警戒情報の発表を行う</u>ことで、市町村の行う警戒避難体制の整備を支援する。 3 河川改修事業 (3) 河川改修事業の実施 イ 各種河川改修事業の実施 河川改修事業は、直轄河川改修事業、<u>河川激甚災害対策特別緊急</u>事業や防災・安全交付金事業等について、別冊大分県地域防災計画資料編の河川整備計画を目標に実施するものとし、直轄河川については、山国川、大分	第2章 災害に強いまちづくり 第1節 被害の未然防止事業 1 治山事業 (1) 治山事業の現況 本県の森林面積は、451,000ha で県土の 71%を占め、うち民有保安林は <u>124,391</u>ha でその 79%が水源かん養保安林、17%が土砂流出防備保安林、4%がその他となっている。 (3) 治山事業の実施 (略) ハ 保安林整備 県下に配備されている 約 <u>124,391</u>ha の保安林のうち、公益的機能が低下している森林の改良事業や公益的機能を発揮（向上）させるための保育事業を行う。 2 土砂災害防止事業 (2) 土砂災害防止事業の実施 ヘ 土砂災害発生監視システムにより、土砂災害発生の誘因となる雨量を観測・公表することで、市町村の行う警戒避難体制の整備を支援する。 3 河川改修事業 (3) 河川改修事業の実施 イ 各種河川改修事業の実施 河川改修事業は、直轄河川改修事業、<u>大規模特定河川</u>事業や防災・安全交付金事業等について、別冊大分県地域防災計画資料編の河川整備計画を目標に実施するものとし、直轄河川については、山国川、大分川、大野

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
川、大野川、番匠川、筑後川の五河川についてそれぞれ継続実施する。 ロ 多目的ダム等の建設 洪水制御を行う極めて有効な治水対策のひとつである洪水調節を主目的とした治水ダム、洪水調節、都市用水等の供給及び発電等河川総合開発を目的とした多目的ダムを建設し、治水ダム <u>6</u> ダム、多目的ダム 3 ダムが完成している。 4 砂防関係事業(九州地方整備局、土木建築部砂防課、市町村) (1) 砂防関係事業の現況 (略) このため、土石流や地すべり、がけ崩れなどの土砂災害の恐れのある箇所が約2万箇所と非常に多く、梅雨前線や台風などの出水期を中心に多くの土砂災害が発生している。 <u>しかし、土砂災害による被害を防止する砂防えん堤など砂防施設の整備状況は、対策が必要な危険箇所の約30%となっており、引き続き、砂防関係事業を推進する必要がある。</u> 1 1 総合的な土砂災害対策 (1) 土砂災害対策事業の推進 ハ <u>土砂災害警戒情報</u>等の活用 (イ) 大分地方气象台と県は、<u>大雨警報発表中において、</u>大雨による土砂災害発生危険度が高まった場合に<u>協議を行い、</u>市町村長が避難指示等の災害応急対策を適時適切に行えるよう、また、住民が自主避難の判断等に活用できるよう、<u>土砂災害警戒情報</u>を<u>共同</u>発表する。 第3章 災害に強い人づくり 第1節 自主防災組織	川、番匠川、筑後川の五河川についてそれぞれ継続実施する。 ロ 多目的ダム等の建設 洪水制御を行う極めて有効な治水対策のひとつである洪水調節を主目的とした治水ダム、洪水調節、都市用水等の供給及び発電等河川総合開発を目的とした多目的ダムを建設し、治水ダム <u>7</u> ダム、多目的ダム 3 ダムが完成している。 4 砂防関係事業(九州地方整備局、土木建築部砂防課、市町村) (2) 砂防関係事業の現況 (略) このため、土石流や地すべり、がけ崩れなどの土砂災害の恐れのある箇所が約2万箇所と非常に多く、梅雨前線や台風などの出水期を中心に多くの土砂災害が発生しており、引き続き、砂防関係事業を推進する必要がある。 1 1 総合的な土砂災害対策 (1) 土砂災害対策事業の推進 ハ <u>レベル4土砂災害危険警報</u>等の活用 (イ) 大分地方气象台はと県は<u>共同して</u>、大雨による土砂災害発生危険度が高まった場合に市町村長が避難指示等の災害応急対策を適時適切に行えるよう、また、住民が自主避難の判断等に活用できるよう、<u>レベル4土砂災害危険警報</u>を発表する。 第3章 災害に強い人づくり 第1節 自主防災組織

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
2 大分県の現状と課題 大分県における自主防災組織等の数は令和<u>7</u>年4月1日時点で<u>3,698</u>組織、組織率は97.8%であり、全国的にみても取組が進んでいる。また、自主防災組織における防災訓練の実施率は令和<u>6</u>年度実績で<u>84.7%</u>となっており、今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の活性化と充実が課題となっている。 6 緊急避難場所及び避難所 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 なお、指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。	2 大分県の現状と課題 大分県における自主防災組織等の数は令和<u>8</u>年4月1日時点で<u>3,701</u>組織、組織率は97.8%であり、全国的にみても取組が進んでいる。また、自主防災組織における防災訓練の実施率は令和<u>7</u>年度実績で<u>88.2%</u>となっており、今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の活性化と充実が課題となっている。 6 緊急避難場所及び避難所 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。<u>その際、武力攻撃事態等との避難施設のデュアルユースの推進を図るものとする。</u>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 なお、指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。<u>加えて、発災後速やかに避難者を把握できるよう衛星電話の配備や監視カメラの設置に努めるものとする。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
第2節 防災訓練 (略) <u>(新設)</u> 第3節 防災教育 2 学校等における防災教育 (4) 教育課程における防災教育 学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。 そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、<u>安全学習</u>と<u>安全指導</u>を密接に関連付けながら、計画的に実施する。 (5) 地域ぐるみの防災教育 児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における<u>指定緊急避難場所</u>等について理解させることが重要である。 そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから地域の防災担当部局、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体と	第2節 防災訓練 (略) <u>○国民保護の取組を紹介することや防災訓練に続けて国民保護訓練を実施することなど、国民保護訓練と連携すること。</u> 第3節 防災教育 2 学校等における防災教育 (4) 教育課程における防災教育 学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習<u>(探究)</u>の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。 そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、<u>安全教育</u>と<u>安全管理</u>を密接に関連付けながら、計画的に実施する。 (5) 地域ぐるみの防災教育 児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における<u>避難</u>等について<u>も</u>理解させることが重要である。 そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから地域の防災担当部局、消防署、<u>消防団</u>、公民館や自主防災組織などの関係機

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
の連携を図るよう努める。 さらに、<u>「学校安全委員会」</u>に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。 第5節 要配慮者の安全確保 1 地域における要配慮者対策（福祉保健部福祉保健企画課・健康政策・感染症対策課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室、市町村、公共的団体、自主防災組織） （1）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等（略） リ 福祉保健部健康政策・感染症対策課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課は、市町村が行う避難行動要支援者名簿の作成が円滑に行われるよう協力する。 （3）福祉避難所の指定（略） 福祉保健部福祉保健企画課、健康政策・感染症対策課、高齢者福祉課、こども未来課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請するとともに、大分県社会福祉協議会との協働により、一般避難所における福祉ニーズの把握や	関団体との連携を図るよう努める。 さらに、<u>学校運営協議会制度の活用や地域</u>学校安全委員会に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。 第5節 要配慮者の安全確保 1 地域における要配慮者対策（福祉保健部福祉保健企画課・健康政策・感染症対策課・高齢者福祉課・<u>こども政策局</u>こども未来<u>政策</u>課・こども・家庭支援課・障害福祉課、生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室、市町村、公共的団体、自主防災組織） （1）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等（略） リ 福祉保健部健康政策・感染症対策課・高齢者福祉課・<u>こども政策局</u>こども未来<u>政策</u>課・こども・家庭支援課・障害福祉課は、市町村が行う避難行動要支援者名簿の作成が円滑に行われるよう協力する。 （3）福祉避難所の指定（略） 福祉保健部福祉保健企画課、健康政策・感染症対策課、高齢者福祉課、<u>こども政策局</u>こども未来<u>政策</u>課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請するとともに、大分県社会福祉協議会との協働により、一般避難所における福

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制の充実を図る。 2 社会福祉施設における要配慮者対策（福祉保健部福祉保健企画課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、保護・監査指導室、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村、社会福祉施設・病院等の管理者、自主防災組織） 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第1節 初動体制の強化 （5）観測、予報、通信施設・設備等の整備及び災害情報の収集・伝達体制の充実 ハ 情報通信機器等の充実 （イ）被災地から直接県へ情報が伝達できる体制を充実するため、県の出先機関や防災関係機関に対する通信施設の整備や防災行政無線（移動系）及び衛星携帯電話・衛星通信等の移動通信機器の充実等に努める。 ・県の出先機関や防災関係機関に対する通信設備の整備 ・防災行政無線（移動系）及び衛星携帯電話・衛星通信等の移動通信機器の充実 ロ 地震・津波に関する情報伝達体制の整備 （ロ）居住者等への情報伝達 （略） また、避難指示等の情報について、災害対応支援システムの入力によ	祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制の充実を図る。 2 社会福祉施設における要配慮者対策（福祉保健部福祉保健企画課・高齢者福祉課・こども政策局こども未来政策課・こども・家庭支援課・障害福祉課、保護・監査指導室、生活環境部防災局防災対策企画課、市町村、社会福祉施設・病院等の管理者、自主防災組織） 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第1節 初動体制の強化 （5）観測、予報、通信施設・設備等の整備及び災害情報の収集・伝達体制の充実 ハ 情報通信機器等の充実 （イ）被災地から直接県へ情報が伝達できる体制を充実するため、県の出先機関や防災関係機関に対する通信施設（防災行政無線等）の整備及び衛星携帯電話・衛星通信等の移動通信機器の充実等に努める。 ・県の出先機関や防災関係機関に対する通信設備の整備 ・防災行政無線及び衛星携帯電話・衛星通信等の移動通信機器の充実 ロ 地震・津波に関する情報伝達体制の整備 （ロ）居住者等への情報伝達 （略） また、避難指示等の情報について、災害対応支援システムの入力に

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
り、各種メールに 自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。 第2節 活動体制の確立 7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策 (略) さらに、住家被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を検討する<u>など</u>、調査体制の強化に努める。 加えて、発災後すみやかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を 実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるよう努める。 第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実（生活環境部防災局防災対策企画課、総務部デジタル政策課、企画振興部国際政策課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課 ・健康政策・感染症対策課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、商工観光労働部観光局	より、各種メール<u>等</u>に 自動配信されるよう必要な改修を行うものとする。 第2節 活動体制の確立 7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策 (略) さらに、住家被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を検討する<u>ほか、被害認定調査や罹災証明書交付に関して経験や知見を有する罹災証明コーディネーターの派遣を通じて、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、罹災証明コーディネーター登録制度の周知・呼びかけを行う</u><u>う</u>など、調査体制の強化に努める。 加えて、発災後すみやかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を 実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるよう努める。<u>被災市町村に経験のある職員が少ないなど円滑な事務の実施体制に懸念がある場合には、必要に応じて、調査の実施に係る計画の策定等に関する支援を行う罹災証明コーディネーターの派遣について調整を行うものとする。</u> 第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実（生活環境部防災局防災対策企画課、総務部デジタル政策課、企画振興部国際政策課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課 ・健康政策・感染症対策課・高齢者福祉課・<u>こども政策局</u>こども未来<u>政策</u>課・こども・家庭支援課・障害福祉課、

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
観光政策課、土木建築部河川課・建築住宅課・都市・まちづくり推進課・公園・生活排水課、教育庁教育改革・企画課、海上保安部) (4) 救急医療対策の充実 (ル) 保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等による、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成及び災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)の活用体制の整備 2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実(教育庁教育改革・企画課、生活環境部協働・共助推進室、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・健康政策・感染症対策課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、土木建築部建築住宅課、商工観光労働部工業振興課・商業・サービス業振興課、企画振興部統計調査課、市町村) 第4節 救助物資の備蓄 (略) 県及び市町村は、毎年1回、物資の備蓄状況を公表することとする。	商工観光労働部観光局観光政策課、土木建築部河川課・建築住宅課・都市・まちづくり推進課・公園・生活排水課、教育庁教育改革・企画課、海上保安部) (4) 救急医療対策の充実 (ル) 国[厚生労働省]の技術的助言等の支援を受けつつ、保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議を開催するなどにより、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成及び災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)の活用体制の整備 2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実(教育庁教育改革・企画課、生活環境部協働・共助推進室、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・健康政策・感染症対策課・高齢者福祉課・こども政策局こども未来政策課・こども・家庭支援課・障害福祉課、土木建築部建築住宅課、商工観光労働部工業振興課・商業・サービス業振興課、企画振興部統計調査課、市町村) 第4節 救助物資の備蓄 (略) 県及び市町村は、毎年1回、物資の備蓄状況を公表することとする。 <u>県及び市町村は、防災に必要な備蓄と国民保護に必要な備蓄を相互に兼ねることが出来る認識の下、国の方針に基づき、備蓄に取り組むものとする。</u>

12

030

[illegible]

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
第2章 活動体制の確立 第1節 組織 2 災害発生時における県の組織体制 (1) 災害対策連絡室 イ 災害対策連絡室 (イ) 設置基準 a. 大分地方気象台が<u>警報</u>を発表したとき <u>(ただし、海上警報は除く。)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳に係る火山の状況に関する解説情報（臨時）又は火口周辺警報（噴火警戒レベル2又は3）を発表したとき c. 福岡管区気象台が由布岳に係る火山の状況に関する解説情報（臨時）又は火口周辺警報を発表したとき d. その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき e. その他、特に必要と認めるとき	第2章 活動体制の確立 第1節 組織 2 災害発生時における県の組織体制 (1) 災害対策連絡室 イ 災害対策連絡室 (イ) 設置基準 a. 大分地方気象台が<u>県の全域又は一部の地域に気象業務法の警報（警戒レベル3相当(大雨、河川氾濫、土砂災害、高潮)や暴風(雪)、大雪)</u>を発表したとき <u>又は、市町村が避難情報を発令かつ体制を設置したとき</u> b. <u>大分地方気象台が県内に気象解説情報（線状降水帯半日前予測）を発表し、かつ市町村が避難情報を発令したとき</u> c. <u>県内が台風の強風域に入ることが見込まれ、かつ市町村が避難情報を発令したとき</u> d. <u>福岡管区気象台が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に津波注意報を発表したとき。</u> e. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳に係る火山の状況に関する解説情報（臨時）又は火口周辺警報（噴火警戒レベル2又は3）を発表したとき。 f. 福岡管区気象台が由布岳に係る火山の状況に関する解説情報（臨時）又は火口周辺警報を発表したとき。 g. その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき。 h. その他、特に必要と認めるとき。

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(2) 災害警戒本部 イ 災害警戒本部 (イ) 設置基準 a. 大分地方気象台が警報を発表し、<u>かつ、相当規模の被害が発生し、または発生</u>するおそれがあるとき <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> b. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳に係る噴火警報（噴火警戒レベル4）を発表したとき c. 福岡管区気象台が由布岳に係る噴火警報を発表したとき d. その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき <u>(新設)</u> e. その他、特に必要と認めるとき (二) 処理すべき主な事務 a. 災害情報の収集及び伝達 b. 市町村の対処態勢・活動状況の把握 c. 関係機関等に対する災害対策上の通報 d. 関係部局の初動措置等の総合調整	(2) 災害警戒本部 イ 災害警戒本部 (イ) 設置基準 a. 大分地方気象台が<u>県の全域又は複数の振興局管内に気象業務法の危険警報（警戒レベル4相当（大雨、河川氾濫、土砂災害、高潮））</u>を発表し、被害が<u>拡大</u>するおそれがあるとき。 b. <u>大分地方気象台が県内に気象防災速報（線状降水帯発生）を発表したとき。</u> c. <u>県内が台風の暴風域に入ったとき、又は入ることが見込まれるとき。</u> d. <u>福岡管区気象台が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に津波警報を発表したとき。</u> e. 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳に係る噴火警報（噴火警戒レベル4）を発表したとき f. 福岡管区気象台が由布岳に係る噴火警報を発表したとき g. その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。 <u>h. 被害の拡大が予想され災害対策本部設置の可能性があるとき。</u> <u>i. その他、特に必要と認めるとき。</u> (二) 処理すべき主な事務 a. 災害情報の収集及び伝達 b. 市町村の対処態勢・活動状況の把握 c. 関係機関等に対する災害対策上の通報

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(ホ) 解散基準 <u>a. 警報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認めるとき</u> <u>b. 地区災害警戒本部又は地区災害対策本部が設置されたとき</u> <u>c. 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき</u> 5 九州地方整備局関係災害対策組織 (1) 大分河川国道事務所災害対策支部	d. 関係部局の初動措置等の総合調整 <u>e. 災害に関する情報等の広報</u> (ホ) 解散基準 <u>a. 地区災害警戒本部又は地区災害対策本部が設置されたとき</u> <u>b. 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき</u> 5 九州地方整備局関係災害対策組織 (1) 大分河川国道事務所災害対策支部

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
□ 組織	□ 組織
(2) 佐伯河川国道事務所災害対策支部 □ 組織	(2) 佐伯河川国道事務所災害対策支部 □ 組織

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(3) 延岡河川国道事務所災害対策支部 □ 組織	(3) 延岡河川国道事務所災害対策支部 □ 組織

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前				改正後			
支部長 (事務所長)	事務班 副支部長 (事務副所長)	【総務課】 課長 課長代行 【経理班】 課長 【用地課】 課長 課長代行	総務課 総務課長 建設専門官 専門官 用地課長 建設専門官	支部長 (事務所長)	事務班 副支部長 (事務副所長)	【総務課】 課長 課長代行 【経理班】 課長 【用地課】 課長 課長代行	総務課 建設専門官 専門官 用地課長 建設専門官
	河川班 副支部長 (河川副所長)	【電気通信班】 課長 課長代行 【機械班】 課長 課長代行 【河川管理班】 課長 課長代行 【調査第一課】 課長 課長代行 【工務第一課】 課長 課長代行 【延岡出張所】 課長 課長代行	調査第一課 [←] (電気通信係) 専門職 工務第一課 (機械係) 機械係長 河川管理課 河川管理課長 専門職		河川班 副支部長 (河川副所長)	【電気通信班】 課長 課長代行 【機械班】 課長 課長代行 【河川管理班】 課長 課長代行 【調査第一課】 課長 課長代行 【工務第一課】 課長 課長代行 【延岡出張所】 課長 課長代行	流域治水課 [←] (電気通信係) 専門職 工務第一課 (機械係) 機械係長 河川管理課 河川管理課長 専門職
支部長 (事務所長)	道路班 副支部長 (道路副所長)	【電気通信班】 課長 課長代行 【機械班】 課長 課長代行 【道路管理課】 課長 課長代行 【工務第二課】 課長 課長代行 【調査第二課】 課長 課長代行 【延岡国道維持出張所】 所長 所長代行 【延岡高速道路維持出張所】 所長 所長代行	調査第一課 [←] (電気通信係) 専門職 工務第一課 (機械係) 工務第一課長 機械係長 道路管理課 道路管理課長 上席専門職	支部長 (事務所長)	道路班 副支部長 (道路副所長)	【電気通信班】 課長 課長代行 【機械班】 課長 課長代行 【道路管理課】 課長 課長代行 【工務第二課】 課長 課長代行 【調査第二課】 課長 課長代行 【延岡国道維持出張所】 所長 所長代行 【延岡高速道路維持出張所】 所長 所長代行	流域治水課 [←] (電気通信係) 専門職 工務第一課 (機械係) 工務第一課長 機械係長 道路管理課 道路管理課長 上席専門職
	監督官	調査第二課 [←] 専門官 延岡国道維持出張所 延岡国道維持出張所長 管理第三係長 延岡高速道路維持出張所 延岡高速道路維持出張所長 管理第二係長	調査第二課 [←] 専門官 延岡国道維持出張所 延岡国道維持出張所長 管理第三係長 延岡高速道路維持出張所 延岡高速道路維持出張所長 管理第二係長		監督官	計画課 [←] 専門官 延岡国道維持出張所 延岡国道維持出張所長 管理第三係長 延岡高速道路維持出張所 延岡高速道路維持出張所長 管理第二係長	計画課 [←] 専門官 延岡国道維持出張所 延岡国道維持出張所長 管理第三係長 延岡高速道路維持出張所 延岡高速道路維持出張所長 管理第二係長

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(5) 山国川河川事務所災害対策支部 □ 組織 <pre> graph TD BC[支部長
(事務所長)] --> AC[副支部長
(事・技副所長)
(事業対策官)] AC --> GA[総務班長
(総務課長)] AC --> RM[河川班長
(調査・品質確保課長)
副班長
(専門官
(土木)))] AC --> DM[河川管理班長
(管理課長)
副班長
(建設専門官)] AC --> Dm[ダム管理班長
(ダム管理課長)
副班長
(専門官)] AC --> OC[現地対策班長
(中津出張所長)] GA --> GA_dep[総務課] RM --> RM_dep[調査・品質
確保課] DM --> DM_dep[管理課] Dm --> Dm_dep[ダム管理課] OC --> OC_dep[中津出張所] </pre> 1 1 NTT 西日本 (株) 大分支店災害対策本部 (2) 組織 <pre> graph LR H[本部長
(支店長)] --> DCR[災害対策室長
(設備部長)] DCR --> C[各班
(NTT西日本グループ)] </pre> 1 2 KDDI (株) 九州総支社 (現地対策室) (2) 組織 <pre> graph LR H[現地対策室長
(総支社長)] --> E3[第3非常
参集要員] E3 --> C[各部・センター・支店
(部長等)] </pre>	(5) 山国川河川事務所災害対策支部 □ 組織 <pre> graph TD BC[支部長
(事務所長)] --> AC[副支部長
(事・技副所長)
(事業対策官)] AC --> GA[総務班長
(総務課長)] AC --> RM[河川班長
(流域治水課長)
副班長
(専門官
(土木)))] AC --> DM[河川管理班長
(管理課長)
副班長
(建設専門官)] AC --> Dm[ダム管理班長
(ダム管理課長)
副班長
(専門官)] AC --> OC[現地対策班長
(中津出張所長)] GA --> GA_dep[総務課] RM --> RM_dep[流域治水課] DM --> DM_dep[管理課] Dm --> Dm_dep[ダム管理課] OC --> OC_dep[中津出張所] </pre> 1 1 NTT 西日本 (株) 大分支店災害対策本部 (2) 組織 <pre> graph LR H[災害対策本部長
(支店長)] --> DCR[災害対策副本部長
(設備部長)] DCR --> C[各班
(NTT西日本グループ)] </pre> 1 2 KDDI (株) 九州総支社 (現地対策室) (2) 組織 <pre> graph LR H[現地対策室長
(総支社長)] --> E3[現地対策室
要員] E3 --> C[各部・センター・支店] </pre>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	(略) <u>1 4 ソフトバンク株式会社</u> (1) 設置の基準 災害が発生し又は発生するおそれがあるとき (2) 組織 エリア復旧本部 (本部長または統括部長) — 関連部署長 — 対応要員 (3) 設置場所 ソフトバンク (株) 九州地方管轄 技術部門 事業所内 (4) その他の事項は、内部規程に定めるところによる。 <u>1 5 楽天モバイル株式会社</u> (1) 設置の基準 災害が発生し又は発生するおそれがあるとき (2) 組織 BCP 管理本部長 ————— 各地域リエゾンリーダー (3) 設置場所 楽天モバイル (株) 本社災害対策本部 (4) その他の事項は、内部規程に定めるところによる。 <u>1 4</u> 日本放送協会大分放送局災害対策本部 <u>1 6</u> 日本放送協会大分放送局災害対策本部

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<u>1.5</u> 九州電力(株)大分支店非常災害対策本部 (2) 組織	<u>1.7</u> 九州電力(株)大分支店非常災害対策本部 (2) 組織
<u>1.6</u> 市町村の災害対策組織 <u>1.7</u> その他の機関の災害対策組織 第2節 動員配備 2 県の動員配備体制 (1) 職員等の動員順序 ロ 警戒体制	<u>1.8</u> 市町村の災害対策組織 <u>1.9</u> その他の機関の災害対策組織 第2節 動員配備 2 県の動員配備体制 (1) 職員等の動員順序 ロ 警戒体制

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(略) (ハ) 要員の確保は次の方法による。 ① 設置基準の a 及び b は、電話連絡網又はこれを補完する職員参集システム（携帯電話）により要員を確保する。 ハ 非常体制 (イ) 第1次配備体制 ③ 要員の確保は次の方法による a. 設置基準の a 及び b は、電話連絡網又はこれを補完する職員参集システム（携帯電話）により要員を確保する。 第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等 1 大分地方气象台等の防災気象情報の収集・伝達 (略) また、大分地方气象台及び土木建築部砂防課は、大分県と気象庁が共同して行う「<u>土砂災害警戒情報に関する協定</u>」に基づき、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、土砂災害警戒情報を発表する。 ○特別警報・警報・注意報 大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、さらに警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。 特別警報・警報・注意報の概要	(略) (ハ) 要員の確保は次の方法による。 ① 設置基準の a 及び b は、電話連絡網又はこれを補完する職員参集システム<u>や連絡ツール</u>（携帯電話）により要員を確保する。 ハ 非常体制 (イ) 第1次配備体制 ③ 要員の確保は次の方法による a. 設置基準の a 及び b は、電話連絡網又はこれを補完する職員参集システム<u>や連絡ツール</u>（携帯電話）により要員を確保する。 第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等 1 大分地方气象台等の防災気象情報の収集・伝達 (略) また、大分地方气象台及び土木建築部砂防課は、<u>「大分県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定</u>」に基づき、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、土砂災害警戒情報を発表する。 ○特別警報・<u>危険警報</u>・警報・注意報 大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、<u>重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況の場合には「危険警報」が、</u>さらに警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。 特別警報・<u>危険警報</u>・警報・注意報の概要

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前			改正後		
種 類	概 要		種 類	概 要	
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報		特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報	
<u>(新設)</u>			<u>危険警報</u>	<u>氾濫、大雨、土砂災害、高潮について、重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況である旨を警告して行う予報</u>	
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報		警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報	
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報		注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報	
特別警報・警報・注意報の種類と概要			特別警報・ <u>危険警報</u> ・警報・注意報の種類と概要		
特別警報・警報・注意報の種類		概要	特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	<u>大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生、又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>	特別警報	<u>レベル5</u> 大雨特別警報	<u>大雨による重大な浸水害等※1 が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。</u>
	<u>(新設)</u>			<u>レベル5</u> <u>土砂災害特別警報</u>	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
	<u>(新設)</u>			<u>レベル5</u> <u>氾濫特別警報</u>	<u>河川※2 氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。</u>
	高潮特別	<u>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災</u>		<u>レベル5</u>	<u>高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生してい</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前			改正後		
	警報	<u>害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>		高潮特別警報	<u>るおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。</u>
	(略)			(略)	
<u>(新設)</u>			危険警報	<u>レベル4 大雨危険 警報</u>	<u>大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。</u>
				<u>レベル4 土砂災害 危険警報</u>	<u>大雨による重大な土砂災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。</u>
				<u>レベル4 氾濫危険 警報</u>	<u>河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。</u>
				<u>レベル4 高潮危険 警報</u>	<u>高潮による重大な災害が起こるおそれが大きく、避難が必要な状況の場合に発表。</u>
警報	大雨警報	<u>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	警報	<u>レベル3 大雨警報</u>	<u>大雨による重大な浸水害等※1 が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。</u>
	<u>(新設)</u>			<u>レベル3 土砂災害 警報</u>	<u>大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。</u>
	<u>洪水警報</u>	<u>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊に</u>		<u>レベル3 氾濫警報</u>	<u>河川※2 氾濫による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前			改正後		
		<u>よる重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>			
	高潮警報	<u>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>		<u>レベル3</u> 高潮警報	<u>高潮による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。</u>
	(略)			(略)	
注意報	大雨注意報	<u>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>		<u>レベル2</u> 大雨注意報	大雨による <u>浸水害等※1</u> が起こるおそれのある場合に発表。
	<u>(新設)</u>			<u>レベル2</u> <u>土砂災害</u> <u>注意報</u>	<u>大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。</u>
	洪水注意報	<u>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>	注意報	<u>レベル2</u> <u>氾濫</u> 注意報	<u>河川※2 氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表。</u>
	高潮注意報	<u>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及さ</u>		<u>レベル2</u> 高潮注意報	<u>高潮による災害が起こるおそれがある場合に発表。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前			改正後		
		<u>れている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>			
	(略)			(略)	
○キキクル（ <u>大雨警報・洪水警報の危険度分布</u> ）等 キキクル等の種類と概要			<u>※1 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表。</u> <u>※2 洪水予報河川</u> ○キキクル（ <u>土砂災害、浸水害、洪水災害</u> ）等 キキクル等の種類と概要		

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前		改正後	
種 類	概 要	種 類	概 要
土砂キキクル (<u>大雨警報（土砂災害）</u> の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、 <u>大雨警報（土砂災害）</u> や <u>土砂災害警戒情報</u> 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 (略)	土砂キキクル (土砂災害の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせ</u> の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、 <u>土砂災害警報</u> 等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 (略)
浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(<u>浸水害</u>)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 (略)	浸水キキクル (<u>大雨特別警報・危険警報・警報・注意報の危険度分布</u>)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 (略)
洪水キキクル (<u>洪水警報の危険度分布</u>)	(略)	洪水キキクル (<u>大雨特別警報・危険警報・警報・注意報の危険度分布</u>)	(略)
流域雨量指数の予測値	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度</u> の高まりの予測を、 <u>洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列</u> で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。	流域雨量指数の予測値	<u>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）</u> の高まりの予測を、 <u>大雨警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列</u> で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
<u>(新設)</u>		<u>大雨キキクル</u>	<u>浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
○早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表する。当日から<u>翌日</u>にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県中部など）で、<u>2</u>日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県）で発表する。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 ○全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報 気象の予報等について、<u>特別警報・警報・注意報</u>に先立って注意を喚起する場合や、<u>特別警報・警報・注意報</u>が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 <u>また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って「顕著な大雨に関する気象情報」として発表する。全般気象情報、九州北部地方気象情報も同時に発表する。</u>	○早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表する。当日から<u>明後日</u>にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県中部など）で、<u>3</u>日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県など）で発表される。大雨、<u>土砂災害、高潮</u>に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 ○全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報 気象の予報等について、<u>警報等</u>に先立って注意を喚起する場合や、<u>警報等</u>が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。 <u>表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（ ）内に注目される現象のキーワードが付記される。</u> <u>気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性のある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第○号）」という表題で発表される。</u> <u>また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<u>(新設)</u> ○土砂災害警戒情報 <u>大分県</u>と大分地方気象台が共同で発表する情報で、<u>大雨警報（土砂災害）</u>の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（<u>大雨警報（土砂災害）</u>の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 市町村長は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、避難情報等に関するガイドラインに基づき、<u>土砂災害警戒情報</u>が発令された場合には直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害に関するメッシュ情報等を用いてあらかじめ発令範囲を具体的に設定し、必要に応じて見直すよう努めるものとする。	<u>○時系列情報（明日までの警報等の見通し）</u> <u>特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの3時間ごとの気象状況の見通しが1日4回発表される。</u> <u>なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。</u> ○<u>レベル4 土砂災害危険警報（土砂災害警戒情報）</u> 大分地方気象台と<u>県</u>が共同で発表する情報で、<u>レベル3 土砂災害警報</u>の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 市町村長は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、避難情報等に関するガイドラインに基づき、<u>レベル4 土砂災害危険警報</u>が発令された場合には直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害に関するメッシュ情報等を用いてあらかじめ発令範囲を具体的に設定し、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

風水害等対策編
第3部 災害応急対策

30

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
○記録的短時間大雨情報 <u>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表する。</u> <u>この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。</u> ○竜巻注意情報	<u>速報」を発表する。気象防災速報で伝える情報は以下の5つである。</u> <u>イ 気象防災速報（記録的短時間大雨）</u> <u>レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせて分析）された場合に、気象庁から「大分県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。</u> <u>ロ 気象防災速報（線状降水帯発生）</u> <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「大分県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が発表される。</u> <u>※上記イ、ロに該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</u> <u>ハ 気象防災速報（線状降水帯直前予測）</u> <u>線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の2～3時間前を目安に、予測情報として「大分県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が発表される。</u> <u>ニ 気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県中部など）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は<u>竜巻発生確度ナウキャスト</u>で確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が同じ発表単位（大分県中部など）で発表<u>する</u>。 この情報の有効期間は、発表から1時間である。 ○火災気象通報 消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに大分地方気象台が大分県知事に対して通報し、県を通じて各市町村や消防本部等に伝達される。 （2）大分地方気象台の措置 大分地方気象台は、気象業務法等に基づき、特別警報、警報、注意報、気象情報を発表し、防災関係機関及び報道機関に通知・周知する。 イ 特別警報、警報、注意報、気象情報の発表	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（大分県中部など）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は<u>竜巻ナウキャスト</u>で確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が<u>天気予報の対象地域</u>と同じ発表単位（大分県中部など）で<u>気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。</u> <u>これらの</u>情報の有効期間は、発表から<u>概ね</u>1時間である。 ○火災気象通報 消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに大分地方気象台が大分県知事に対して通報し、県を通じて各市町村や消防本部等に伝達される。 <u>市町村長が発令する火災警報の基礎となり、実効湿度、風速などにより通報基準が定められている。</u> （2）大分地方気象台の措置 大分地方気象台は、気象業務法等に基づき、特別警報、<u>危険警報</u>、警報、注意報、気象情報を発表し、防災関係機関及び報道機関に通知・周知する。 イ 特別警報、<u>危険警報</u>、警報、注意報、気象情報の発表

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

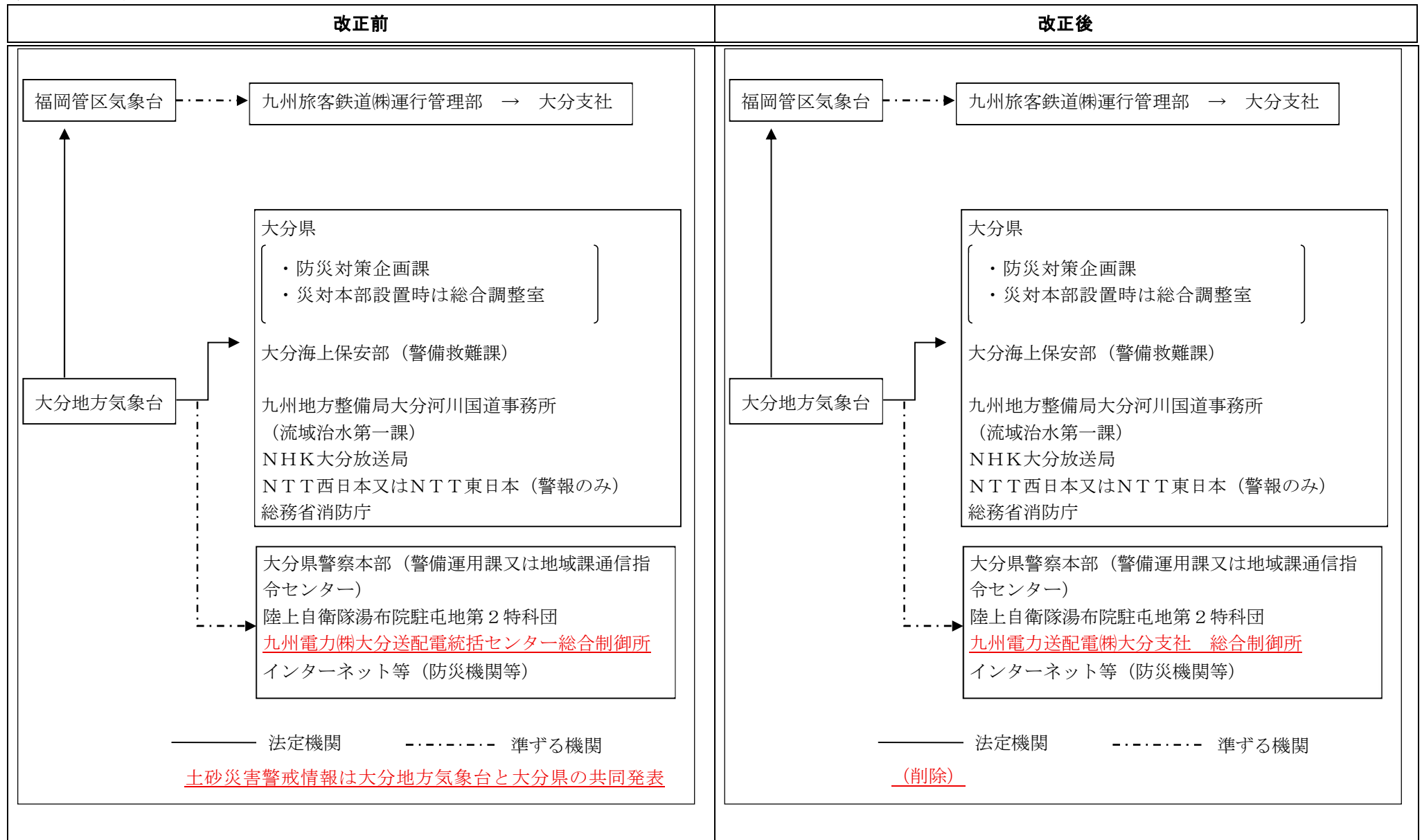
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(イ) 特別警報、警報及び注意報 (略) ロ 特別警報、警報、注意報、気象情報の伝達	(イ) 特別警報、<u>危険警報</u>、警報及び注意報 (略) ロ 特別警報、<u>危険警報</u>、警報、注意報、気象情報の伝達

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策



大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(3) 県（警察本部を除く。）の措置 県は、大分地方気象台から特特別警報、警報、注意報、気象情報を入手し、本部が設置されていないときは生活環境部防災局防災対策企画課が、本部が設置されているときは総合調整室情報収集班がその情報を関係先に伝達する。 (4) 警察本部の措置 警察本部は、大分地方気象台から特別警報、警報、注意報、気象情報を入手し、防災上必要と認める場合、警備運用課又は地域課通信指令センターがその情報を関係先に伝達する。 (注) 市町村への通報は、勤務時間内及び県が災害対策本部を設置したときは3による。	(3) 県（警察本部を除く。）の措置 県は、大分地方気象台から特特別警報、<u>危険警報</u>、警報、注意報、気象情報を入手し、本部が設置されていないときは生活環境部防災局防災対策企画課が、本部が設置されているときは総合調整室情報収集班がその情報を関係先に伝達する。 (4) 警察本部の措置 警察本部は、大分地方気象台から特別警報、<u>危険警報</u>、警報、注意報、気象情報を入手し、防災上必要と認める場合、警備運用課又は地域課通信指令センターがその情報を関係先に伝達する。 (注) 市町村への通報は、勤務時間内及び県が災害対策本部を設置したときは3による。
(5) 大分海上保安部の措置	(5) 大分海上保安部の措置

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
大分海上保安部は、大分地方気象台から特別警報、警報、注意報、気象情報を入手し、防災上必要と認める場合、その情報を関係先に伝達する。 <pre> graph TD A[大分地方気象台] --> B[大分海上保安部] B -- "(専用電話)" --> C[佐伯海上保安署] B -- "(無線)" --> D[津久見分室] B -- "(加入電話)" --> E[海事関係者] C --> F[巡視船艇等] C --> G[海事関係者] D --> H[巡視船艇等] D --> I[海事関係者] E -- "(無線)" --> J[一般船舶、漁船等] F --> J G -- "(拡声器)" --> J I --> J </pre> (6) NTT西日本の措置 NTT西日本は、大分地方気象台から特別警報、警報を入手したときは、その情報を関係先に伝達する。	大分海上保安部は、大分地方気象台から特別警報、<u>危険警報</u>、警報、注意報、気象情報を入手し、防災上必要と認める場合、その情報を関係先に伝達する。 <pre> graph TD A[第七管区海上保安部] --> B[大分海上保安部] B -- "(専用電話)" --> C[佐伯海上保安署] B -- "(無線)" --> D[津久見分室] B -- "(加入電話)" --> E[海事関係者] C --> F[巡視船艇等] C --> G[海事関係者] D --> H[巡視船艇等] D --> I[海事関係者] E -- "(無線)" --> J[一般船舶、漁船等] F --> J G -- "(拡声器)" --> J I --> J </pre> (6) NTT西日本の措置 NTT西日本は、大分地方気象台から特別警報、<u>危険警報</u>、警報を入手したときは、その情報を関係先に伝達する。

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(注) 気象、<u>高潮</u>、波浪 <u>及び洪水</u> 警報は、全市町村に伝達される。 (7) 市町村の措置 市町村は、関係機関から特別警報、警報、注意報、気象情報を入手し、防災上必要と認める場合、その情報を関係機関及び住民に伝達する。なお、特別警報の場合は、その情報を直ちに関係機関及び住民に伝達する。 (8) NHK大分放送局、(株)大分放送、(株)テレビ大分、大分朝日放送(株)、(株)エフエム大分（テレビ、ラジオ局）の措置 テレビ、ラジオ局は、大分地方気象台等から特別警報、警報、注意報、気象情報を入手し、その情報を迅速に放送する。 (略) (9) その他の防災関係機関の措置	(注) 気象及び波浪警報は、全市町村に伝達される。 (7) 市町村の措置 市町村は、関係機関から特別警報、<u>危険警報</u>、警報、注意報、気象情報を入手し、防災上必要と認める場合、その情報を関係機関及び住民に伝達する。なお、特別警報の場合は、その情報を直ちに関係機関及び住民に伝達する。 (8) NHK大分放送局、(株)大分放送、(株)テレビ大分、大分朝日放送(株)、(株)エフエム大分（テレビ、ラジオ局）の措置 テレビ、ラジオ局は、大分地方気象台等から特別警報、<u>危険警報</u>、警報、注意報、気象情報を入手し、その情報を迅速に放送する。 (略) (9) その他の防災関係機関の措置

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
その他の防災関係機関は、大分地方気象台等から特別警報、警報、注意報、気象情報を入手し、防災上必要と認める場合、その情報を当該機関の関係出先機関、現場事業所等へ伝達する。 2 指定河川(大分川水系・筑後川水系・山国川水系・大野川水系・番匠川水系・駅館川水系)洪水予報の伝達 (1) 基本方針 河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川については、区間を決め水位を示して氾濫特別警報・警報・注意報を発表する。対象河川は次のとおりであり、九州地方整備局各河川事務所又は大分県河川課と大分地方気象台が共同で下表の標題により発表する。これらの洪水予報については、発表機関及び伝達を受ける関係機関において、情報の迅速、的確な収集・伝達を行い、県民への生命・財産への被害を最小限とするため必要な体制を整える。 なお、関係市町及び関係県土木事務所は、洪水予報が発表された場合、被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけを行う。 指定河川洪水予報	その他の防災関係機関は、大分地方気象台等から特別警報、<u>危険警報</u>、警報、注意報、気象情報を入手し、防災上必要と認める場合、その情報を当該機関の関係出先機関、現場事業所等へ伝達する。 2 指定河川(大分川水系・筑後川水系・山国川水系・大野川水系・番匠川水系・駅館川水系)洪水予報の伝達 (1) 基本方針 河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川については、区間を決め水位を示して氾濫特別警報・<u>危険警報</u>・警報・注意報を発表する。対象河川は次のとおりであり、九州地方整備局各河川事務所又は大分県河川課と大分地方気象台が共同で下表の標題により発表する。<u>警戒レベル2及び3～5に相当する。また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。</u>これらの洪水予報については、発表機関及び伝達を受ける関係機関において、情報の迅速、的確な収集・伝達を行い、県民への生命・財産への被害を最小限とするため必要な体制を整える。 なお、関係市町及び関係県土木事務所は、洪水予報が発表された場合、被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけを行う。 指定河川洪水予報

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前			改正後	
種 類	標 題	概 要	種 類	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	<u>レベル5</u> <u>氾濫特別警報</u> <u>／氾濫発生情報</u>	氾濫が発生又<u>は切迫</u>したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	<u>レベル4</u> <u>氾濫危険警報</u>	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位<u>を超える</u>状況が継続しているとき、または<u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる</u>ときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	<u>レベル3</u> <u>氾濫警報</u>	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが	<u>レベル2</u> <u>氾濫注意報</u>	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前			改正後								
		水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。							
○番匠川洪水予報 □番匠川洪水予報実施区域			○番匠川水系洪水予報 □番匠川水系洪水予報実施区域								
<table><tr><td>番匠川</td><td>左岸：大分県佐伯市本匠大字波寄字川平1988番1地先の取水堰下流端から海まで 右岸：大分県佐伯市本匠大字波寄字カジヤ1251番地先の取水堰下流端から海まで</td></tr></table>			番匠川	左岸：大分県佐伯市本匠大字波寄字川平1988番1地先の取水堰下流端から海まで 右岸：大分県佐伯市本匠大字波寄字カジヤ1251番地先の取水堰下流端から海まで	<table><tr><td>番匠川</td><td>左岸：大分県佐伯市本匠大字波寄字川平1988番1地先の取水堰下流端から海まで 右岸：大分県佐伯市本匠大字波寄字カジヤ1251番地先の取水堰下流端から海まで</td></tr><tr><td>井崎川</td><td>左岸：大分県佐伯市弥生大字大坂本字小浪1216番の2地先から番匠川への合流点まで 右岸：大分県佐伯市弥生大字大坂本字ケゴヤ2363番の1地先から番匠川への合流点まで</td></tr></table>			番匠川	左岸：大分県佐伯市本匠大字波寄字川平1988番1地先の取水堰下流端から海まで 右岸：大分県佐伯市本匠大字波寄字カジヤ1251番地先の取水堰下流端から海まで	井崎川	左岸：大分県佐伯市弥生大字大坂本字小浪1216番の2地先から番匠川への合流点まで 右岸：大分県佐伯市弥生大字大坂本字ケゴヤ2363番の1地先から番匠川への合流点まで
番匠川	左岸：大分県佐伯市本匠大字波寄字川平1988番1地先の取水堰下流端から海まで 右岸：大分県佐伯市本匠大字波寄字カジヤ1251番地先の取水堰下流端から海まで										
番匠川	左岸：大分県佐伯市本匠大字波寄字川平1988番1地先の取水堰下流端から海まで 右岸：大分県佐伯市本匠大字波寄字カジヤ1251番地先の取水堰下流端から海まで										
井崎川	左岸：大分県佐伯市弥生大字大坂本字小浪1216番の2地先から番匠川への合流点まで 右岸：大分県佐伯市弥生大字大坂本字ケゴヤ2363番の1地先から番匠川への合流点まで										
(2) 洪水予報の伝達系統 イ 大分川洪水予報伝達系統図			(2) 洪水予報の伝達系統 イ 大分川洪水予報伝達系統図								

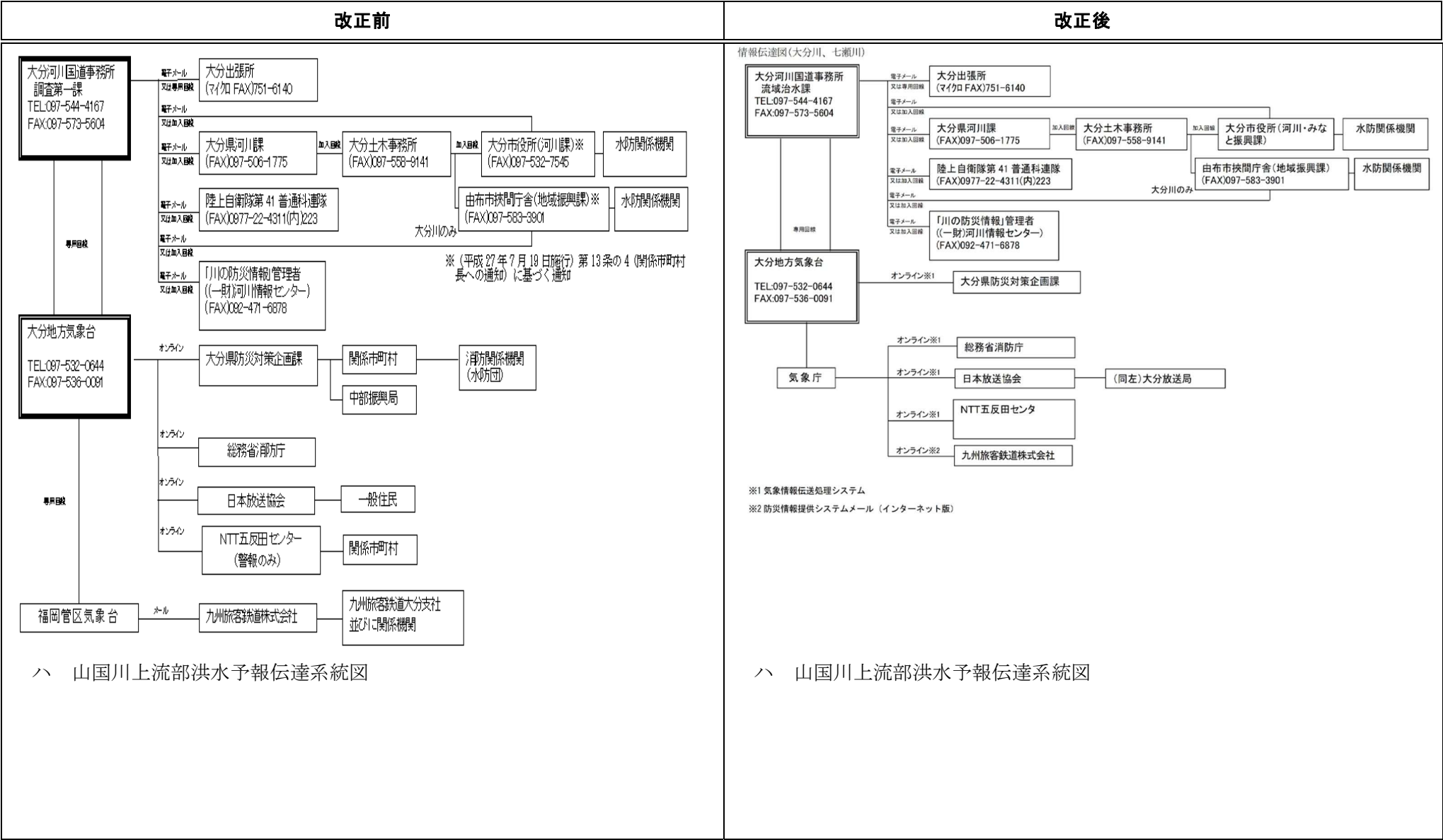
大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
大分河川国道事務所 調査第一課 TEL:097-544-4167 FAX:097-573-5604 大分出張所 (マイクろ FAX)751-6140 大分県河川課 (FAX)097-506-1775 大分土木事務所 (FAX)097-558-9141 大分市役所(河川課)※ (FAX)097-532-7545 水上自衛隊第41普通科連隊 (FAX)0977-22-4311(内)223 由布市挾間庁舎(地域振興課)※ (FAX)097-583-3901 「川の防災情報」管理者 (一財)河川情報センター (FAX)092-471-6878 大分地方気象台 TEL:097-532-0644 FAX:097-536-0091 福岡管区気象台 大分県防災対策企画課 総務省消防庁 日本放送協会 NTT五反田センター (警報のみ) 九州旅客鉄道株式会社 関係市町村 中部振興局 一般住民 関係市町村 九州旅客鉄道大分支社 並びに関係機関 ※(平成27年7月18日施行)第13条の4(関係市町村 長への通知)に基づく通知	情報伝達図(大分川、七瀬川) 大分河川国道事務所 流域治水課 TEL:097-544-4167 FAX:097-573-5604 大分出張所 (マイクろ FAX)751-6140 大分県河川課 (FAX)097-506-1775 大分土木事務所 (FAX)097-558-9141 大分市役所(河川・みな と振興課) 水上自衛隊第41普通科連隊 (FAX)0977-22-4311(内)223 由布市挾間庁舎(地域振興課) (FAX)097-583-3901 「川の防災情報」管理者 (一財)河川情報センター (FAX)092-471-6878 大分地方気象台 TEL:097-532-0644 FAX:097-536-0091 気象庁 大分県防災対策企画課 総務省消防庁 日本放送協会 NTT五反田センタ 九州旅客鉄道株式会社 大分放送局 ※1 気象情報伝送処理システム ※2 防災情報提供システムメール(インターネット版)
ロ 七瀬川洪水予報伝達系統図	ロ 七瀬川洪水予報伝達系統図

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第3部 災害応急対策



ハ 山国川上流部洪水予報伝達系統図

ハ 山国川上流部洪水予報伝達系統図

風水害等対策編
第3部 災害応急対策

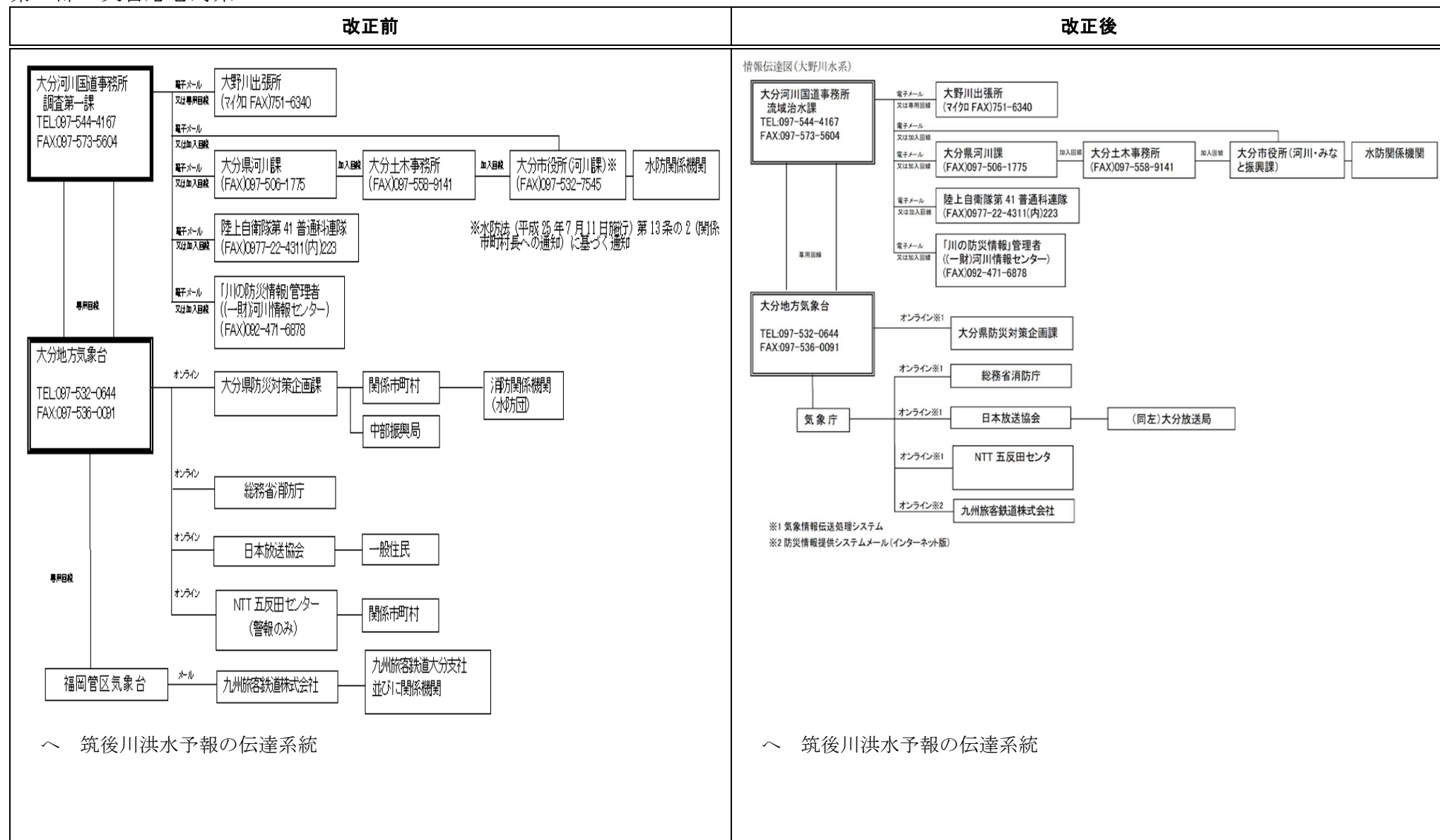


風水害等対策編
第3部 災害応急対策



大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第3部 災害応急対策



大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前			改正後		
筑後川河川事務所	メール	【日田出張所】 TEL:0973-23-5291 MF: 66-40 MT: 66-25 【吉井出張所】 TEL:0943-75-2300 MF: 64-40 MT: 64-25 【片ノ瀬出張所】 TEL:0943-72-3204 MF: 63-40 MT: 63-25 【久留米出張所】 TEL:0942-32-7082 MF: 61-40 MT: 61-25 【諸富出張所】 TEL:0952-97-0084 MF: 65-40 MT: 65-25 【大川出張所】 TEL:0952-97-0084 MF: 62-40 MT: 62-25	※ 名称は略称を使用 ※1 水防法(平成25年7月11日施行)第13条の2 (関係市町村長への通知)に基づく通知	メール	【日田出張所】 TEL:0973-23-5291 MF: 66-40 MT: 66-25 【吉井出張所】 TEL:0943-75-2300 MF: 64-40 MT: 64-25 【片ノ瀬出張所】 TEL:0943-72-3204 MF: 63-40 MT: 63-25 【久留米出張所】 TEL:0942-32-7082 MF: 61-40 MT: 61-25 【城原川出張所】 TEL:0952-97-0084 MF: 65-40 MT: 65-25 【大川出張所】 TEL:0952-97-0084 MF: 62-40 MT: 62-25
	メール	【筑後川ダム統合管理事務所】 TEL:0942-39-6651 MF: 731-512 MT: 731-521	各ダム管理支所	メール	【筑後川ダム統合管理事務所】 TEL:0942-39-6651 MF: 731-512 MT: 731-521
	メール	【佐賀河川事務所】 TEL:0952-41-8801 MF: 735-511 MT: 735-523	久留米県土整備事務所 FAX:0942-44-9561	メール	【佐賀河川事務所】 TEL:0952-41-8801 MF: 735-511 MT: 735-523
	メール	【福岡県 河川管理課】 TEL:092-643-3666 MF: 729-7396 MT: 729-7103	朝倉県土整備事務所 FAX:0946-24-7360	メール	【福岡県 河川管理課】 TEL:092-643-3666 MF: 729-7396 MT: 729-7103
	メール	【大分県 河川課】 TEL:097-506-4595 MF: 759-175 MT: 759-175	日田土木事務所 FAX:0973-23-3174	メール	【大分県 河川課】 TEL:097-506-4595 MF: 759-175 MT: 759-175
	メール	【佐賀県 河川砂防課】 TEL:0952-25-7161 MF: 739-5044 MT: 739-5100	東部土木事務所 FAX:0942-83-4398	メール	【佐賀県 河川砂防課】 TEL:0952-25-7161 MF: 739-5044 MT: 739-5100
	メール	【(独)水資源機構 筑後川局】 MF: 918-900-572 MT: 918-900-511		メール	【(独)水資源機構 筑後川局】 MF: 918-900-572 MT: 918-900-511
	メール	「川の防災情報」管理者 ((財)河川情報センター) TEL:092-481-0241 MF: 718-60 MT: 718-22		メール	「川の防災情報」管理者 ((財)河川情報センター) TEL:092-481-0241 MF: 718-60 MT: 718-22
	メール	西日本鉄道(株) TEL:092-927-1144 FAX 092-919-8312		メール	西日本鉄道(株) TEL:092-927-1144 FAX 092-919-8312
	メール	ドリームスFM放送(株) TEL:0942-30-0765 FAX 0942-31-0780		メール	ドリームスFM放送(株) TEL:0942-30-0765 FAX 0942-31-0780
福岡管区気象台	※1メール	日田市 朝倉市 うきは市 大刀洗町 久留米市 小都市 鳥栖市 bosai@city.hita.lg.jp bou-syoubou@city.asakura.lg.jp shouboubousai@city.ukiha.lg.jp shobo@town.tachiarai.lg.jp bousai@city.kurume.lg.jp bousai@city.ogori.lg.jp soumu@city.tosu.lg.jp	大分県生活環境部 防災危機管理課 NHK大分放送局 NHK佐賀放送局 佐賀県政策部 防災危機管理課	※1メール	日田市 朝倉市 うきは市 大刀洗町 久留米市 小都市 鳥栖市 bosai@city.hita.lg.jp bou-syoubou@city.asakura.lg.jp shouboubousai@city.ukiha.lg.jp shobo@town.tachiarai.lg.jp bousai@city.kurume.lg.jp bousai@city.ogori.lg.jp soumu@city.tosu.lg.jp
	オンライン	福岡県防災危機管理局防災企画課 TEL:092-643-3112		※2	福岡県防災危機管理局防災企画課
	オンライン	福岡県警察本部 TEL:092-641-4141		※2	警察庁
	オンライン	九州管区警察局 TEL:092-622-5000		※2	日本放送協会
	オンライン	NHK福岡放送局 TEL:092-724-2898	一般住民	※2	総務省消防庁
	オンライン	総務省消防庁		※2	NTT五反田センター (特別警報及び警報のみ)
	オンライン	NTT五反田センター (特別警報及び警報のみ)		※2	大分地方気象台
	オンライン	大分地方気象台 TEL:097-532-2247		※2	佐賀地方気象台
	※	佐賀地方気象台 TEL:0952-32-7027		※2	九州旅客鉄道株式会社
	※	JR九州 TEL:092-624-3830		※2	

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
ト 番匠川洪水予報伝達系統	ト 番匠川洪水予報伝達系統 番匠川伝達系統図

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
チ 駅館川洪水予報伝達系統 大分県河川課 TEL097-506-4596 FAX097-506-1775 宇佐土木事務所 宇佐市役所 水防関係機関 大分地方気象台 TEL097-532-2247 FAX097-536-0091 大分県防災対策企画課 関係市町村 水防団 県北部振興局 大分県警察本部 警察関係機関 大分河川国道事務所 NHK大分放送局 一般住民 NTT西日本又は NTT東日本（警報のみ） 関係市町村 九州電力 大分送配電統括センター 総合制御所 関係機関 陸上自衛隊 第41普通科連隊 福岡管区気象台 九州旅客鉄道（株） 大分支社	チ 駅館川洪水予報伝達系統 大分県河川課 TEL：097-506-4596 PAX：097-506-1775 宇佐土木事務所 宇佐市危機管理課 水防団 共同発表 大分地方気象台 TEL：097-532-0644 PAX：097-536-0091 ※1 大分県防災対策企画課 ※1 関東地方整備局 九州地方整備局 ※1 日本放送協会 （同左）大分放送局 ※1 NTT五反田センタ （警報のみ） ※1 総務省消防庁 ※2 九州旅客鉄道株式会社 気象庁 ※1 気象情報伝送処理システム ※2 防災情報提供システムメール（インターネット版）
第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達 3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制 （2）災害情報・被害情報の収集・伝達の特例（知事的意思決定、県民への呼びかけ・周知のために必要な情報）	第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達 3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制 （2）災害情報・被害情報の収集・伝達の特例（知事的意思決定、県民への呼びかけ・周知のために必要な情報）

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後																								
(ハ) 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集 〔収集〕 医療活動に係わる応援要請の判断基準となる情報であり、総合情報調整室情報収集班が次のルートから収集するとともに、福祉保健部医療政策課にあっては「<u>大分県</u>広域災害・救急医療情報システム」を積極的に活用し、情報収集を行う。 第6節 災害救助法の適用及び運用 4 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び期間 (略) <table><tr><th>救助の種類</th><th>対 象</th><th>期 間</th><th>備 考</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>実費弁済</td><td>災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの</td><td>救助の実施が認められる期間内</td><td>時間外勤務手当及び旅費は別に定める額</td></tr></table> 第9節 防災ヘリコプターの運用の確立 6 緊急運航要請に係る手続 (2) 緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村、消防一部事務組合の長が<u>防災航空</u>管理者に対し行うものとする。 第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立 1 自衛隊の災害派遣 (略)	救助の種類	対 象	期 間	備 考	(略)	(略)	(略)	(略)	実費弁 済	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額	(ハ) 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集 〔収集〕 医療活動に係わる応援要請の判断基準となる情報であり、総合情報調整室情報収集班が次のルートから収集するとともに、福祉保健部医療政策課にあっては「広域災害・救急医療情報システム <u>(EMIS)</u>」を積極的に活用し、情報収集を行う。 第6節 災害救助法の適用及び運用 4 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び期間 (略) <table><tr><th>救助の種類</th><th>対 象</th><th>期 間</th><th>備 考</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>実費弁済<u>償</u></td><td>災害救助法第8条第2項及び災害救助法施行令第4条に規定するもの</td><td>救助の実施が認められる期間内</td><td>時間外勤務手当及び旅費は別に定める額</td></tr></table> 第9節 防災ヘリコプターの運用の確立 6 緊急運航要請に係る手続 (2) 緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村、消防一部事務組合の長が<u>運航責任者を經由して運航</u>管理責任者に対し行うものとする。 第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立 1 自衛隊の災害派遣 (略)	救助の種類	対 象	期 間	備 考	(略)	(略)	(略)	(略)	実費弁 済 <u>償</u>	災害救助法第8条第2項及び災害救助法施行令第4条に規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額
救助の種類	対 象	期 間	備 考																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
実費弁 済	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額																						
救助の種類	対 象	期 間	備 考																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
実費弁 済 <u>償</u>	災害救助法第8条第2項及び災害救助法施行令第4条に規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別に定める額																						

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
自衛隊指定部隊の長は、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認める場合に部隊等を派遣できる。 第11節 他機関に対する応援要請 1 災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。 県は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて応援を要請するものとする。 (略) <u>(新設)</u> (23) 緊急給水車による支援活動に関する契約書 (24) 災害時における生活必需物資の供給に関する協定 (25) 災害時における食料の調達に関する協定 (26) 災害時における木材物資の調達に関する協定 (27) 災害時における県民生活の安定に関する基本協定 (28) 災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給に関する基本協定 (29) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定 (30) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定 (31) 災害時における緊急作業等に関する協定 (32) 土砂災害防止のための活動に関する協定 (33) 大分県産業廃棄物処理の応援に関する協定 (34) 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定 (35) 災害時における相互連携に関する協定書 (36) 災害時における車両等の移動協力に関する協定	自衛隊指定部隊の長は、災害派遣の要請を受け、<u>緊急性・非代替性・公共性の3つの要件を総合的に判断し</u>、事情やむを得ないと認める場合に部隊等を派遣できる。 第11節 他機関に対する応援要請 1 災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。 県は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて応援を要請するものとする。 (略) (23) <u>災害時の臨床検査技師の支援活動に関する協定</u> (24) 緊急給水車による支援活動に関する契約書 (25) 災害時における生活必需物資の供給に関する協定 (26) 災害時における食料の調達に関する協定 (27) 災害時における木材物資の調達に関する協定 (28) 災害時における県民生活の安定に関する基本協定 (29) 災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給に関する基本協定 (30) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定 (31) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定 (32) 災害時における緊急作業等に関する協定 (33) 土砂災害防止のための活動に関する協定 (34) 大分県<u>災害</u>廃棄物処理の応援に関する協定 (35) 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定 (36) 災害時における相互連携に関する協定書 (37) 災害時における車両等の移動協力に関する協定

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第1節 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等 1 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ (3) 市町村の措置 市町村は、県等から特別警報、警報の発表について伝達を受けた場合(第2節4参照)、積極的に大分県防災情報通信システムの活用を図り、その後の気象情報等により市町村内で風水害の発生するおそれがあると判断した場合、市町村防災行政無線、各市町村の防災情報提供メール(県民安全・安心メールを含む)、移動民間通信事業者が提供する緊急速報メール(エリアメール等)、広報車、インターネット(ホームページ・SNS)等の多種多様な手段を用いて住民に対して浸水や山・がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。 〔伝達の例〕 ・こちらは、〇〇市町村です。 ・大雨・洪水警報が発表されました。 (略)	<u>(38) 災害時における被災者支援等に係る連携・協力に関する協定</u> <u>(39) 発災時における被災者支援の協力に関する実施要領</u> <u>(40) 災害時における洗濯環境の提供に関する協定</u> <u>(41) 災害時における車両の貸与及び給電等に関する協定</u> 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第1節 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等 1 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ (3) 市町村の措置 市町村は、県等から特別警報、<u>危険警報</u>、警報の発表について伝達を受けた場合(第2節4参照)、積極的に大分県防災情報通信システムの活用を図り、その後の気象情報等により市町村内で風水害の発生するおそれがあると判断した場合、市町村防災行政無線、各市町村の防災情報提供メール(県民安全・安心メールを含む)、移動民間通信事業者が提供する緊急速報メール(エリアメール等)、広報車、インターネット(ホームページ・SNS)等の多種多様な手段を用いて住民に対して浸水や山・がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。 〔伝達の例〕 ・こちらは、〇〇市町村です。 ・<u>レベル3大雨警報</u>が発表されました。 (略)

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第2節 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等 2 避難指示等の基準 (5) 要配慮者への配慮 市町村は、発災時には、避難行動要支援本人<u>及び避難支援等関係者</u>の同意の有無に関わらず、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画</u>を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による 情報伝達を行うこと。 第3節 水防 2 水防組織	第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第2節 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等 2 避難指示等の基準 (5) 要配慮者への配慮 市町村は、発災時には、<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、避難行動要支援本人等</u>の同意の有無に関わらず、<u>避難支援等に携わる関係者に対して必要な範囲で躊躇なく速やかに提供するなど、これ</u>を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による 情報伝達を行うこと。 第3節 水防 2 水防組織

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
組織図 知事 本部長 副本部長 総括班長 総括班 (河川課) 土木建築企画班 (土木建築企画課) 建設政策班 (建設政策課) 用地対策班 (用地対策課) 道路班 (道路建設課・道路保全課) 港湾班 (港湾課) 砂防班 (砂防課) 都市・まち班 (都市・まちづくり推進課) 公園・生活排水班 (公園・生活排水課) 建築住宅班 (建築住宅課) 施設整備班 (建築住宅課・施設整備課) 連絡班 (防災対策企画課) 豊後高田水防本部 国東 別府 大分 臼杵 佐伯 豊後大野 竹田 玖珠 日田 中津 宇佐 大分港振興室 支部長 知事 本部長 副本部長 総括班長 各指揮班長 支部長 土木建築部長 土木建築部審議監 (2人) 河川課長 課長 各土木事務所長	組織図 知事 本部長 副本部長 総括班長 総括班 (河川課) 土木建築企画班 (土木建築企画課) 建設政策班 (建設政策課) 用地対策班 (用地対策課) 道路班 (道路建設課・道路保全課) 港湾班 (港湾課) 砂防班 (砂防課) 都市・まち班 (都市・まちづくり推進課) 公園・生活排水班 (公園・生活排水課) 建築住宅班 (建築住宅課) 施設整備班 (建築住宅課・施設整備課) 連絡班 (防災対策企画課) 豊後高田水防支部 国東 別府 大分 臼杵 佐伯 豊後大野 竹田 玖珠 日田 中津 宇佐 大分港振興室 支部長 知事 本部長 副本部長 総括班長 各指揮班長 支部長 土木建築部長 土木建築部審議監 (2人) 河川課長 課長 各土木事務所長
8 水位の通報 (1) 水防管理者は、洪水または高潮のおそれがあることを自ら知り得た場合において、次に該当したときは支部長に通報しなければならない。 (略) ロ 氾濫危険水位、避難判断水位、氾濫注意水位に達したとき	8 水位の通報 (1) 水防管理者は、洪水または高潮のおそれがあることを自ら知り得た場合において、次に該当したときは支部長に通報しなければならない。 (略) ロ <u>氾濫発生水位</u>、氾濫危険水位、避難判断水位、氾濫注意水位に達したとき

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<u>ハ 最高と思われる水位に達したとき</u> <u>ニ 氾濫危険水位、避難判断水位、氾濫注意水位及び水防団待機水位を下回ったとき</u> 1 1 <u>決壊の通知</u> <u>(1) 堤防等が決壊し、または決壊のおそれがあると認めた場合には、当該水防管理者は、直ちにその旨を支部長に通知するものとする。</u> <u>(2) 通知を受けた支部長は、直ちに通知事項を本部長に報告するものとする。</u>	<u>(削除)</u> <u>ハ 氾濫危険水位、避難判断水位、氾濫注意水位及び水防団待機水位を下回ったとき</u> 1 1 <u>氾濫・決壊の通報</u> 1. 氾濫の通報 <u>(1) 県管理河川</u> <u>支部長は、法第24条の2の規定に基づき、河川の水位が氾濫発生水位に達したとき、巡視や河川監視カメラ等により氾濫発生を確認したときは、その旨を当該水防管理者に通知するとともに、本部長に報告するものとする。報告を受けた本部長は、関係機関等に通知するものとする。</u> <u>(2) 国管理河川</u> <u>国土交通大臣は、法第24条の2の規定に基づき、河川の水位が氾濫発生水位に達したときや巡視や河川監視カメラ等により氾濫発生を確認したときは、その旨を当該水防管理者及び関係機関に通知するものとする。</u> 2. 決壊の通報 <u>(1) 県管理河川</u> <u>①法第25条の規定に基づき、堤防等が決壊し、または決壊のおそれがあると認めた場合には、当該水防管理者は、直ちにその旨を支部長に通報するものとする。</u> <u>②通報を受けた支部長は、直ちに通報事項を本部長に報告するものとする。</u> <u>③法第25条の2の規定に基づき、本部長は、決壊に伴う氾濫の発生を</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後						
19 指定水防管理団体 法第4条に基づき知事の指定した水防管理団体は下記のとおりである。 <table><tr><td>指定水防管理 団 体 名</td><td>市 町 村</td><td>担 当 主 要 河 川 海 岸 名</td></tr></table>	指定水防管理 団 体 名	市 町 村	担 当 主 要 河 川 海 岸 名	<u>確認したときは、その旨を関係機関に通知するものとする。</u> <u>(2) 国管理河川</u> <u>①法第25条の規定に基づき、堤防等が決壊し、または決壊のおそれがあると認めた場合には、当該水防管理者は、直ちにその旨を国土交通大臣に通報するものとする。</u> <u>②国土交通大臣は、決壊に伴う氾濫の発生を確認したときは、その旨を関係機関に通知するものとする。</u> <u>3. 通報の内容及び系統</u> <u>上記1. 2. の氾濫・決壊の通報を行う河川、区域、基準、伝達系統及び通知は別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。</u> 19 指定水防管理団体 法第4条に基づき知事の指定した水防管理団体は下記のとおりである。 <table><tr><td>指定水防管理 団 体 名</td><td>市 町 村</td><td>担 当 主 要 河 川 海 岸 名</td></tr></table>	指定水防管理 団 体 名	市 町 村	担 当 主 要 河 川 海 岸 名
指定水防管理 団 体 名	市 町 村	担 当 主 要 河 川 海 岸 名					
指定水防管理 団 体 名	市 町 村	担 当 主 要 河 川 海 岸 名					

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前			改正後		
大分市指定水防管理団体	大分市	大分川、賀来川、七瀬川、丹生川、尾田川、大野川、乙津川、戸次古川、立小野川、米良川、尼ヶ瀬川、北鼻川、河原内川、祓川、住吉川、原川、今堤川、屋山川、小猫	大分市指定水防管理団体	大分市	大分川、賀来川、七瀬川、丹生川、尾田川、大野川、乙津川、戸次古川、立小野川、米良川、尼ヶ瀬川、北鼻川、河原内川、祓川、住吉川、原川、今堤川、屋山川、小猫
別府市	別府市	朝見川	別府市	別府市	朝見川
中津市	中津市	山国川、犬丸川、中津川、蛸瀬川、跡田川、山移川	中津市	中津市	山国川、犬丸川、中津川、蛸瀬川、跡田川、山移川
日田市	日田市	筑後川、庄手川、花月川、有田川、渡里川、串川、赤石川、吾々路川、玖珠川、杖立川	日田市	日田市	筑後川、庄手川、花月川、有田川、渡里川、串川、赤石川、吾々路川、玖珠川、杖立川
佐伯市	佐伯市	番匠川、堅田川、井崎川、庄木川、久留須川、市園川	佐伯市	佐伯市	番匠川、堅田川、井崎川、庄木川、久留須川、市園川
臼杵市	臼杵市	臼杵川、末広川、熊崎川、温井川、海添川	臼杵市	臼杵市	臼杵川、末広川、熊崎川、温井川、海添川
津久見市	津久見市	青江川、津久見川	津久見市	津久見市	青江川、津久見川
竹田市	竹田市	稲葉川、玉来川、緒方川、大野川、芹川	竹田市	竹田市	稲葉川、玉来川、緒方川、大野川、芹川
豊後高田市	豊後高田市	桂川、寄藻川下流、真玉川、竹田川	豊後高田市	豊後高田市	桂川、寄藻川下流、真玉川、竹田川
杵築市	杵築市	八坂川、高山川、桂川上流、石丸川	杵築市	杵築市	八坂川、高山川、桂川上流、石丸川
宇佐市	宇佐市	駅館川、寄藻川、伊呂波川、向野川、津房川、深見川	宇佐市	宇佐市	駅館川、寄藻川、伊呂波川、向野川、津房川、深見川
豊後大野市	豊後大野市	大野川、三重川、玉田川、秋葉川、平井川、真竹川、小賀川、茜川、柴北川	豊後大野市	豊後大野市	大野川、三重川、玉田川、秋葉川、平井川、真竹川、小賀川、茜川、柴北川
由布市	由布市	大分川、小槐木川、宮川、平川	由布市	由布市	大分川、小槐木川、宮川、平川
国東市	国東市	田深川、伊美川、武蔵川、安岐川	国東市	国東市	田深川、伊美川、武蔵川、安岐川
九重町	九重町	玖珠川、野上川、町田川	九重町	九重町	玖珠川、野上川、町田川
玖珠町	玖珠町	玖珠川、森川、 <u>松木川</u>	玖珠町	玖珠町	玖珠川、森川、 <u>松木川</u>
計 16団体			計 16団体		

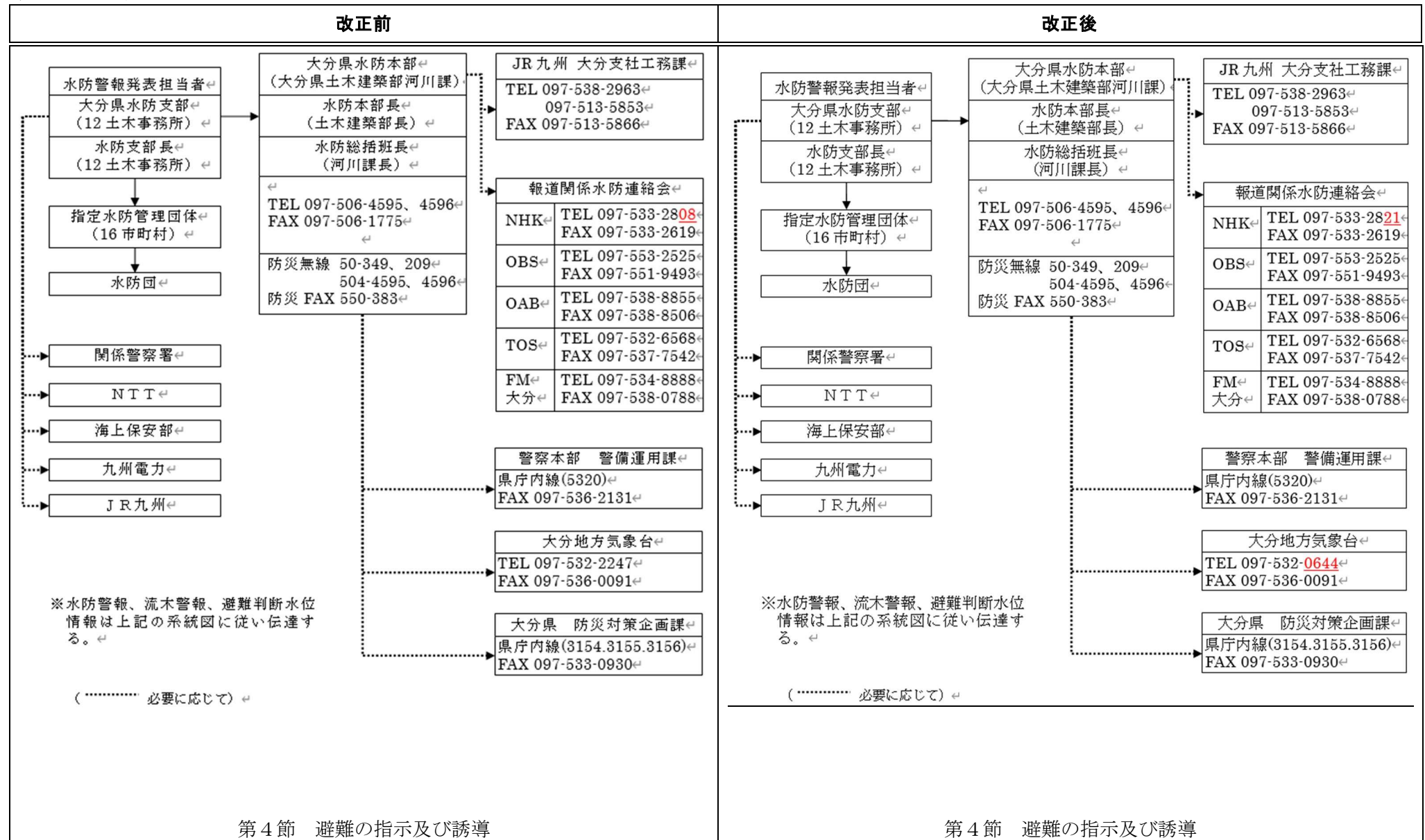
20 大分県管理河川水防警報連絡系統図

20 大分県管理河川水防警報連絡系統図

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策



大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前

2 避難指示等の基準

(1) 避難措置の区分

(略)

ロ 洪水注意報、大雨注意報（警戒レベル2）

(略)

第6節 救急医療活動

2 主な機関の救急医療活動

機関名	発災 (緊急対策)	72 時間 (応急対策)
(略)		
<u>(新設)</u>		

4 救急医療活動の実施

(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等の派遣

ロ 福祉保健医療部医療活動支援班及び福祉保健衛生班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したとき、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院に対し医療救護班の派遣を、災害支援ナース協定医療機関に対し災害支援ナースの派遣を、大分県薬剤師会に対し薬剤師班の派遣を、大分災害リハビリテーション推進協議会に対しJ R A Tの派遣を要請する。

改正後

2 避難指示等の基準

(1) 避難措置の区分

(略)

ロ 氾濫注意報、大雨注意報（警戒レベル2）

(略)

第6節 救急医療活動

2 主な機関の救急医療活動

機関名	発災 (緊急対策)	72 時間 (応急対策)
(略)		
<u>大分県臨床検査技師会</u>	<u>○医療救護活動の実施</u> →	

4 救急医療活動の実施

(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等の派遣

ロ 福祉保健医療部医療活動支援班及び福祉保健衛生班は、市町村から要請があったとき又は医療救護活動上効果的であると判断したとき、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院に対し医療救護班の派遣を、災害支援ナース協定医療機関に対し災害支援ナースの派遣を、大分県薬剤師会に対し薬剤師班の派遣を、大分災害リハビリテーション推進協議会に対しJ R A Tの派遣を、大分県臨床検査技師会に臨床検査技師の派遣を要請する。

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
医療救護班、災害支援ナース、<u>及び薬剤師班及びJ R A T</u>は互いに連携し、被災地内での現場活動や医療救護所及び避難所等において医療救護活動を行う。 (略) 6 関係機関が実施する措置 <u>(新設)</u> 第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動 6 避難生活者の保護・救援 (3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整 県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難所や在宅、車中泊等避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する。 (4) 福祉避難所サポーターの派遣・調整 市町村は、避難の長期化に伴う福祉避難所の職員不足等を解消するため、福祉避難所サポーターの派遣要請を行う。 <u>また、県は派遣した災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう被災市町村との連絡調整を行う。</u>	医療救護班、災害支援ナース、薬剤師班、<u>J R A T 及び臨床検査技師</u>は互いに連携し、被災地内での現場活動や医療救護所及び避難所等において医療救護活動を行う。 (略) 6 関係機関が実施する措置 <u>(9) 大分県臨床検査技師会の措置 大分県臨床検査技師会は、福祉保健医療部医療活動支援班からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。</u> 第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動 6 避難生活者の保護・救援 (3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整 県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難所や在宅、車中泊等避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣する。 <u>また、県は派遣した災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう被災市町村との連絡調整を行う。</u> (4) 福祉避難所サポーターの派遣・調整 市町村は、避難の長期化に伴う福祉避難所の職員不足等を解消するため、福祉避難所サポーターの派遣要請を行う。

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
第6節 医療活動 2 医療救護活動の実施 (1) 保健医療福祉調整本部 保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うため、保健医療福祉調整本部を設置する。 (2) 医療救護班等の派遣・調整 (略) 大分県看護協会、大分県薬剤師会及び大分災害リハビリテーション推進協議会等に対し支援チームの編成・派遣を要請する。また、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請する。 第7節 消防活動 3 県における措置 (1) 消防現場の状況把握 総合調整室応急対策調整班は、要消防現場の状況把握を行う情報の収集については第2章第5節「災害情報・被害情報の収集・伝達」参照。 (2) 応援の必要性と応援要請先について検討 総合調整室統括スタッフ会議は、(1)及び市町村(消防機関)からの応援要請を基に応援の必要性と応援要請先について検討する。県内の消防力をもって対応が不可能と認める場合は、<u>知事</u>は消防組織法(昭和22年第226号)第44条に基づき緊急消防援助隊の出動を要請する<u>ものとす</u>	第6節 医療活動 2 医療救護活動の実施 (1) 保健医療福祉調整本部 保健医療福祉活動チームの派遣調整、<u>保健医療福祉活動に必要な物資支援の調整、傷病者の搬送調整、</u>保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うため、保健医療福祉調整本部を設置する。 (2) 医療救護班等の派遣・調整 (略) 大分県看護協会、大分県薬剤師会、<u>大分災害リハビリテーション推進協議会及び大分県臨床検査技師会</u>等に対し支援チームの編成・派遣を要請する。また、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請する。 第7節 消防活動 3 県における措置 (1) 消防現場の状況把握 総合調整室応急対策調整班は、要消防現場の状況把握を行う。<u>情報の収集については「第2章第5節災害情報・被害情報の収集・伝達」を参照のこと。</u> (2) 応援の必要性と応援要請先について検討 総合調整室統括スタッフ会議は、(1)及び市町村(消防機関)からの応援要請を基に応援の必要性と応援要請先について検討する。県内の消防力をもって対応が不可能と認める場合は、<u>消防保安室</u>は消防組織法(昭和22年第226号)第44条に基づき緊急消防援助隊の出動を要請する。

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<u>る。</u> (3) <u>応援</u>の受け入れ方法についての検討 <u>緊急消防援助隊の受援計画に記載されている各消防本部管内の進出拠点及び到達ルート、野営可能地点から災害状況に応じて次により迅速に選定する。</u> イ 交通ルートの検討 <u>受援・市町村支援室広域受援助班は、(2)において応援が必要と判断された場合、「第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に基づき把握された交通情報から、応援隊の受け入れルートを検討する。(緊急消防援助隊等受入に伴うルート確保(国、県道等の損壊状況及び通行可能状況の収集)について検討)</u> ロ 応援隊の集結場所、活動拠点の検討 <u>受援・市町村支援室広域受援助班は、応援隊の現地での集結場所、活動拠点について、市町村等とも協議するなどして検討を行う。</u> (4) 応援(派遣)要請 <u>(1)～(3)を踏まえ、総務班は、次のイ及びロ、受援・市町村支援室広域受援班はハ、総合調整室応急対策調整班はニ、県警本部はホの関係機関に対して応援(派遣)要請を行う。なお、応援(派遣)要請の通信手段は、「第2章 第3節 通信手段の確保」による。</u> イ <u>被災地外県内消防本部(県内応援隊)</u> ロ <u>自衛隊(第2章第10節に基づく)</u> ハ <u>九州・山口各県</u>	(3) <u>緊急消防援助隊</u>の受け入れ方法についての検討 <u>(2)において緊急消防援助隊の出動を要請した場合は、大分県緊急消防援助隊の受援計画に基づき消防応援活動調整本部を設置する。</u> イ 交通ルートの検討 <u>消防応援活動調整本部は、緊急消防援助隊等受入に伴うルート確保(国、県道等の損壊状況及び通行可能状況の収集)について検討する。</u> ロ 応援隊の集結場所、活動拠点の検討 <u>消防応援活動調整本部は、緊急消防援助隊の現地での集結場所、活動拠点について検討を行う。</u> (4) <u>緊急消防援助隊以外</u>の応援(派遣)要請 <u>(2)において、緊急消防援助隊以外に応援(派遣)要請すると判断された場合は、総務班は次のイ、消防保安室はロ及びハ、県警本部はニの関係機関に対して応援(派遣)要請を行う。なお、応援(派遣)要請の通信手段は、「第2章 第3節 通信手段の確保」による。</u> イ <u>自衛隊(第2章第10節に基づく)</u> ロ <u>消防庁(緊急消防援助隊を除く)</u> ハ <u>被災地外県内消防本部(県内応援隊)</u> (注) 空中消火が必要な場合は、消火薬剤等は関係機関の提供するものを使用する。

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<u>ニ 消防庁（緊急消防援助隊等）</u> <u>（注）空中消火が必要な場合は、消火薬剤等は関係機関の提供するものを使用する。</u> <u>ホ 他の都道府県警察災害派遣隊等</u> 第10節 住宅の供給確保等 [本節に基づく県の主要な活動] <u>○住宅ニーズの把握＜福祉保健部福祉保健企画課、応急社会基盤部対策応急住宅対策班、地区災害対策本部被災者救援班・社会基盤対策班＞</u> ☐ <u>り災世帯の住宅ニーズの把握</u> ☐ <u>住宅ニーズへの対応方針の決定</u> ○応急仮設住宅の建設 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> ☐ 建設用地・資機材、技術者等の確保＜社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞ ☐ <u>入居世帯</u>の決定＜福祉保健部福祉保健企画課＞ ○その他の住宅対策の実施＜社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞ ☐ 公営住宅<u>の空き部屋調査</u>	<u>ニ 他の都道府県警察災害派遣隊等</u> 第10節 住宅の供給確保等 [本節に基づく県の主要な活動] <u>（削除）</u> ○応急仮設住宅の建設 ☐ <u>住宅被害状況の情報収集・把握＜福祉保健部福祉保健企画課、社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班、市町村＞</u> ☐ <u>災害救助法の適用決定＜福祉保健部福祉保健企画課＞</u> ☐ 建設用地・資機材、技術者等の確保＜社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞ ☐ <u>建設地・供給戸数</u>の決定＜福祉保健部福祉保健企画課＞ ○その他の住宅対策の実施＜社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班＞ ☐ <u>使用可能な公営住宅の空き部屋調査・民間賃貸住宅の情報収集</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置 <u>(略)</u> <u>(2) 住宅ニーズの把握</u> <u>イ 社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部被災者救援班・社会基盤対策班は、市町村と協力して住宅を失った世帯の住宅ニーズを把握する。</u> <u>ロ 社会基盤対策部応急住宅対策班は、把握した住宅ニーズへの対応方針を決定する。</u> <u>(3) 災害救助法の規定による住宅の供給及び確保</u> イ 応急仮設住宅の供与 <u>(4) 災害公営住宅の建設</u> <u>(5) その他住宅の供給あつせん措置</u> (略) ニ その他、被災者の住宅の確保のため必要に応じて次の対策を講じる。 社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部社会基盤対策班はその総合調整を行う。 (イ) 公営住宅の空き部屋調査 <u>(6) 応急仮設住宅の確保及び住宅の応急修理のため、次の団体との応援協定の締結等を推進するとともに、災害時に必要な場合には、社会基盤対策部応急住宅対策班は当該団体の協力を得るものとする。</u>	3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置 <u>(略)</u> <u>(削除)</u> (2) 災害救助法の規定による住宅の供給及び確保 イ 応急仮設住宅の供与 <u>「大分県応急仮設住宅供給・管理マニュアル」に定める役割分担及び業務手順に基づき、市町村と連携して応急仮設住宅の供給・管理を実施する。</u> <u>(3) 災害公営住宅の建設</u> <u>(4) その他住宅の供給あつせん措置</u> (略) ニ その他、被災者の住宅の確保のため必要に応じて次の対策を講じる。 社会基盤対策部応急住宅対策班及び地区災害対策本部社会基盤対策班はその総合調整を行う。 (イ) 公営住宅・<u>民間賃貸住宅</u>の空き部屋調査 <u>(5) 応急仮設住宅の確保及び住宅の応急修理のため、次の団体との応援協定の締結等を推進するとともに、災害時に必要な場合には、社会基盤対策部応急住宅対策班は当該団体の協力を得るものとする。</u>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前		改正後	
第1章 災害復旧・復興の基本方針 (略) その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。 第2章 公共土木施設等の災害復旧 3 国土交通省等の権限代行制度 ○県は、港湾施設において、非常災害が発生した場合、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、<u>又は</u>生ずるおそれがある場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。 第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援 2 農林漁業者に対する資金貸付（常時対応可能）		第1章 災害復旧・復興の基本方針 (略) その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者<u>やこども・若者の</u>参画を促進するものとする。 第2章 公共土木施設等の災害復旧 3 国土交通省等の権限代行制度 ○県は、港湾施設において、非常災害が発生した場合、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、<u>若しくは</u>生ずるおそれがある場合 <u>又は緊急輸送のために寄港する船舶の集数が著しく増加することが見込まれる場合は</u>、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。 第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援 2 農林漁業者に対する資金貸付（常時対応可能）	
支	融資	支	融資
援		援	
の		の	
種		種	
類		類	

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前					改正後				
支 援 の 内 容	(略)				支 援 の 内 容	(略)			
	1 株式会社日本政策金融公庫					1 株式会社日本政策金融公庫			
	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間		資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
	(略)					(略)			
	農林漁業 施設資金	災害により被災 した農林漁業施 設の復旧のため の資金を融資	一般：負担額の 80％又は1施 設当たり300 万円のいずれか 低い額 特認：負担額の 80％又は1施 設あたり600 万円のいずれか 低い額 漁船： ・総トン数20 トン未満の漁 船：負担額の8 0％又は1隻当 たり1千万円の いずれか低い額 ・総トン数20 トン以上の漁 船：負担額の 80％又は1	<u>10年以内（う ち3年以内の据 置可能）</u> <u>特認</u> 15年以 内（うち3年以 内の据え置き可 能）		農林漁業 施設資金	災害により被災 した農林漁業施 設の復旧のため の資金を融資	一般：負担額の 80％又は1施 設当たり300 万円のいずれか 低い額 特認：負担額の 80％又は1施 設あたり600 万円のいずれか 低い額 漁船： ・総トン数20 トン未満の漁 船：負担額の8 0％又は1隻当 たり1千万円の いずれか低い額 ・総トン数20 トン以上の漁 船：負担額の 80％又は1	15年以内（う ち3年以内の据 え置き可能）

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前					改正後				
			隻当たり4. 5億円～11 億円のいずれ か低い額					隻当たり4. 5億円～11 億円のいずれ か低い額	
2 農協・漁協等					2 農協・漁協等				
資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間		資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間	
(略)					(略)				
農林漁業 施設資金	災害により被災 した農林漁業施 設の復旧のため の資金を融資	一般：負担額の 80％又は1施 設当たり300 万円のいずれか 低い額 特認：負担額の 80％又は1施 設あたり600 万円のいずれか 低い額 漁船： ・総トン数20 トン未満の漁 船：負担額の8 0％又は1隻当 たり1千万円の いずれか低い額	<u>10年以内（う ち3年以内の据 置可能）</u> 特認 15年以 内（うち3年以 内の据え置き可 能）		農林漁業 施設資金	災害により被災 した農林漁業施 設の復旧のため の資金を融資	一般：負担額の 80％又は1施 設当たり300 万円のいずれか 低い額 特認：負担額の 80％又は1施 設あたり600 万円のいずれか 低い額 漁船： ・総トン数20 トン未満の漁 船：負担額の8 0％又は1隻当 たり1千万円の いずれか低い額	15年以内（う ち3年以内の据 え置き可能）	

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前					改正後				
			・総トン数20トン以上の漁船：負担額の80%又は1隻当たり4.5億円～11億円のいずれか低い額				・総トン数20トン以上の漁船：負担額の80%又は1隻当たり4.5億円～11億円のいずれか低い額		
	(略)					(略)			
	農業経営負担軽減支援資金	既往債務の負担を軽減するための負債整理資金を融資	営農負債の残高	15年以内（うち3年以内の据置可能）		農業経営負担軽減支援資金	既往債務の負担を軽減するための負債整理資金を融資	営農負債の残高	<u>10年</u> （うち3年以内の据置可能） <u>特認 15年以内（うち3年以内の据え置き可能）</u>
	漁業近代化資金	災害により被災した漁船、漁業用施設等の復旧のための資金を融資	<u>1800万円～3.6億円</u> 15年以内（うち3年以内の据置可能）	<u>15年</u> 以内（うち3年以内の据置可能）		漁業近代化資金	災害により被災した漁船、漁業用施設等の復旧のための資金を融資	<u>①20t以上漁船資金借受者、法人・団体である水産養殖業者：3.6億円</u> <u>②20t未満漁</u>	<u>漁船の場合最長20年以内、漁業用施設の場合15年以内</u> （うち3年以内の据置可能）

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前							改正後							
												<u>船資金借受者、 漁業用施設資金 借受者、漁業法 人等：9，00 0万円 ③その 他の個人：1， 800万円</u>		